

■ 査読付き論文

特許制度とその国際的展開

板村有美保

目次

- I はじめに
- II 特許制度の国際化に関する歴史の変遷
 - 1. パリ条約誕生から1970年代まで
 - 2. 1980年代
 - 3. 1990年代からWTO設立まで
- III 特許制度の国際化と途上国
 - 1. 植民地支配とパリ条約
 - 2. 途上国に及ぼす影響
- IV おわりに

▶ 要 旨

パリ条約は、特許に関する最初の国際条約である。今日までに制定されたパリ条約を始めとする主要国際条約が互いに密接した関係であることに注目し、パリ条約が先進国と途上国にもたらした影響を歴史的背景とともに考察する。そして、植民地支配の崩壊後も、先進国による技術支配が、パリ同盟という方法によって、途上国に温存し続けていることを論じる。

▶ キーワード

パリ条約, PCT, TRIPS 協定, 多国籍企業, 植民地支配, 途上国

原稿受理：2007年1月31日 掲載決定：2007年11月30日

I はじめに

特許に関する国際条約は、パリ条約にまで遡ることができる。パリ条約後、特許に関する様々な国際条約が制定された。特許出願者の大半は、先進諸国を中心とする多国籍企業である。一方、途上国の多くは植民地支配を経験し、現在もなお一次産品に依存している。それにもかかわらず、数多くの途上国が、このような国際条約への加盟を果たしている。そこで、本稿では、初めに、パリ条約から今日までに制定された主要な国際条約間の関係と歴史の変遷を勘案する。次に、パリ条約が締結した時代の歴史的背景を検討するとともに、先進国と途上国にもたらした影響を論述する。

II 特許制度の国際化に関する歴史の変遷

1. パリ条約誕生から1970年代まで

特許は、属地主義のもとにたっているため、日本で付与された特許は、日本国限りである。すなわち日本で取得した特許に基づいて、諸外国での行為を日本の特許権の侵害として追及することはできない。また各国が独自の特許法を他国とまったく無関係に運用することは、当然の建前であったが、次第に特許に関する様々な国際条約が制定された。

特許に関する国際条約は、1884年に発効したパリ条約（正式名は工業所有権の保護に関するパリ条約、Paris Convention for the Protection of Industrial Property）にまで遡ることができる。その後誕生した世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）を設立する条約、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）や知的所有権¹⁾の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定）もパリ条約との関係が深い。

パリ条約には、三大原則として、①内国民待遇の原則（2条）、②優先権制度（4条）、③各国独立の原則（4条の2及び6条²⁾）がある。これらはパリ条約の実体規定³⁾に含まれるものである。

内国民待遇とは、各同盟国⁴⁾の国民⁵⁾は、内国民と同一の保護と法律上の救済を受けることを意味する⁶⁾。この規則がなければ、外国で発明に対して適切な保護を得ることは、極めて困難又は不可能な場合があるという考えに基づいている⁷⁾。優先権制度とは、同盟国のいずれか一国（第一国）にした最初の特許出願に基づいて一定期間内（特許の場合は12ヶ月）に他の同盟国（第二国）に出願すれば、第二国の出願は、先後願、新規性、進歩性の日時を判断の基準とする特許または登録の要件について第一国の出願と同じ取り扱いを受けることである⁸⁾。次に各国独立の原則とは、先に述べたように、属地主義を前提としているので、同一発明について各国で取得した特許は、それぞれ独立であり、一国の特許の運命が他国の特許の運命に影響

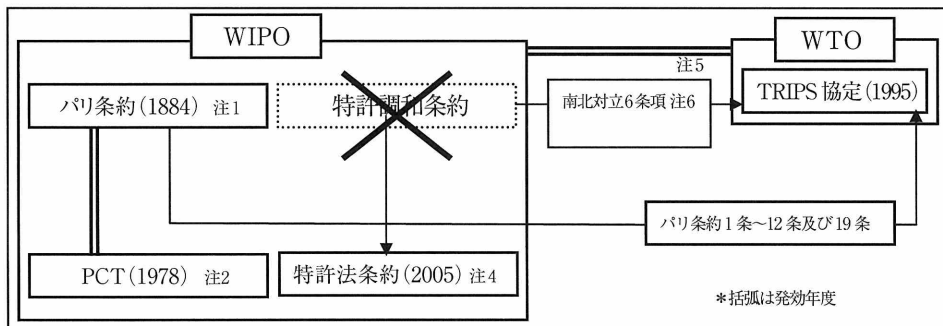
を及ぼさないことを意味する⁹⁾。

パリ条約改正のための会議は、1886年から1958年の間7回にわたって行われた。さらに、1967年にストックホルムで開催された第8回改正会議で、パリ条約とベルヌ条約¹⁰⁾が改正され、それに伴いWIPOを設立する条約が締結された。現行のパリ条約は、この改正会議によるストックホルム改正条約である。こうしてパリ条約とベルヌ条約の国際事務局を合同させた知的財産権保護合同国際事務局(Bureaux Internationaux Réunis pour la Protection de la Propriété Intellectuelle: BIRPI)を前身とするWIPOが1970年に設立された¹¹⁾。

WIPOの目的は、全世界の知的財産権の保護を改善及び促進すること(4条(i), 4(iv))、並びにパリ同盟やベルヌ同盟など関連同盟の管理業務を行うことである(4条(ii), 4条(iii))。またWIPOの最高機関である一般総会は、いずれかの同盟に属する加盟国で構成されている(13条(1)(a))など¹²⁾、パリ同盟の影響下にあると解する。

世界各国の特許庁へ提出される特許出願件数は、次第に増加し、全出願件数の半数がパリ条約の優先権主張を伴う外国からであった¹³⁾。さらに、これらは一発明に平均5カ国と言われるほど複数国に出願していた¹⁴⁾。それにもかかわらず、伝統的特許制度の下では、後述する広域特許制度と異なり、出願者は、特許付与を求める国の各特許庁へそれぞれ出願し、出願先の特許庁が各自で審査を行わなければならなかった¹⁵⁾。そのため出願者は、第一国に出願後、1年以内に特許付与を求める全同盟国の特許庁へ出願を準備し、翻訳費用、現地代理人費用、国内手数料等を負担しなければならなかった¹⁶⁾。このような出願者の労力、費用、各特許庁の審査のための重複負担に関する問題をBIRPI(WIPOの前身)が、パリ条約同盟執行委員会の勧告を受けて検討し、1978年にパリ同盟国にのみ開放されている特別協定として特許協力条約(PCT)が発効した¹⁸⁾。

図表1 特許に関する主要国際条約の関係

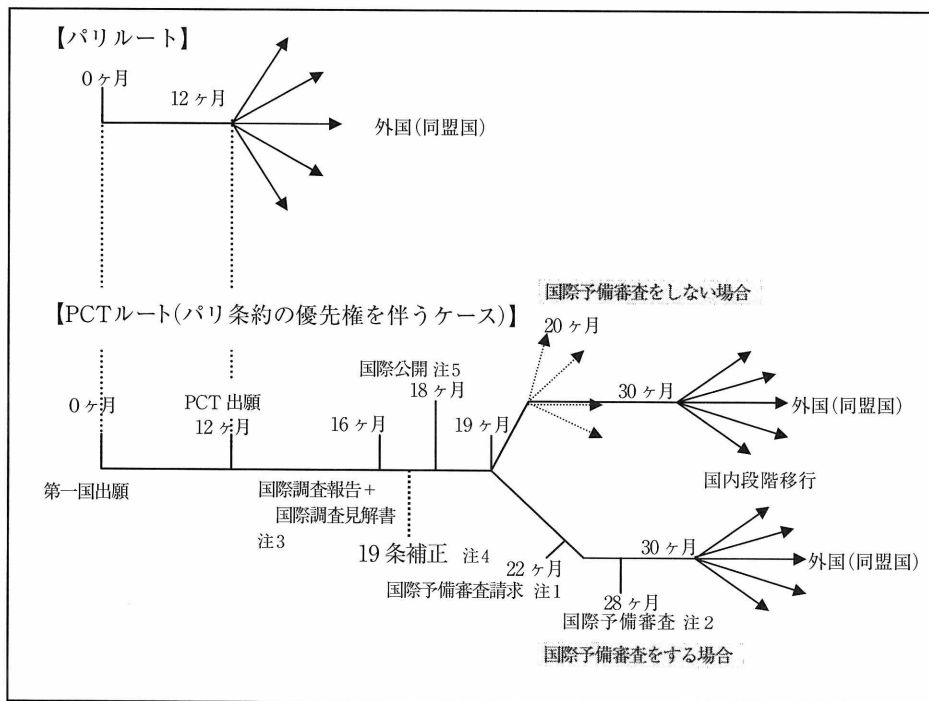


(出所) 著者作成。

(注1) 改正会議は凍結。(注2) パリ条約の特別協定のため、パリ同盟国のみ加入できる。(注4) 手続き面の国際的調和をめざしたもの。(注5) 1996年より協力関係が確立。(注6) ①特許の対象となる技術分野、②特許権が及ぶ範囲、③特許権者の義務、④強制実施権・特許の取消又は無効、⑤保護期間、⑥方法特許の立証責任

PCTでは、一つの特許庁（受理官庁¹⁸⁾）が国際出願の方式審査を行い、国際調査が行われる国際調査機関（ISA）¹⁹⁾ 及び予備審査が行われる予備審査機関（IPEA）²⁰⁾（出願者の希望による）で非拘束的な見解が作成され、特許権の付与を決定することは、各国の特許庁（指定官庁）に委ねられている。PCT導入後、出願者は、一つの特許庁（受理官庁）に対して一つの言語²¹⁾で作成した一つの出願（国際出願）を行うことによって、PCT同盟国（指定国）それぞれにおいても正規の内国出願の効果を有することになったのである²²⁾。なおPCTは、「この条約のいかなる規定も、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の国民又は居住者の同条約に基づ

図表2 特許出願方法（パリルートとPCTルート）



(出所) 弁理士会『Seminar on the Patent Cooperation Treaty PCT制度に関するトピック』2005年7月26～28日11～17、28～30、73～74ページ並びにビデオプレゼンテーションの聴講と特許庁 国際出願課『特許協力条約(PCT)規則改正に関する説明会』1～20ページをベースに著者作成。(注1) 出願者は19ヶ月以内に予備審査請求するか20ヶ月以内に国内段階に移行するかを決めなければならなかったが、2002年4月1日より国内予備審査請求を行わなくても、国内移行期限が20ヶ月から30ヶ月に変更となった。ただしスイス、ルクセンブルグ、スウェーデン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアの国内法は、改正された22条(1)に適合していないため19ヶ月以内に予備審査請求がなされなければならないが(2005年4月1日現在)、何れも広域指定(EP特許又はARIPO特許)によりカバーされるので、31ヶ月以内に広域段階に移行が可能である。(注2) 出願者の選択による。出願者が特許性に関する国際予備報告を求める場合は、国際予備審査請求を行う必要がある。(注3) 国際調査機関(ISA)が作成する国際調査見解書は、2004年1月1日以降に出願された全ての国際出願にのみ作成される。ただし優先日を伴わない最初からPCT出願の場合、出願日から9ヶ月で作成される。国際予備審査を請求しない場合、国際調査見解書は国際事務局によって「特許性に関する国際予備報告(IPRP)」に作り変えられる。国際予備審査を請求するときもIPRPと併称された国際予備審査報告(IPER)が作成されるが、この場合IPRPの作成前に審査官との対話や補正が可能。(注4) WIPO国際事務局へ提出する。(注5) 国際公開は優先日から18ヶ月が経過した1～2週間後の木曜日に公開されるので、国際公開の技術的準備はその15日前に完了する。よって、その手続きの前なら、国際出願を取り下げることにより、国際公開を回避することができる。

く権利を縮減するものとしてはならない」(1条(2))とされているので、パリ条約の優先権を主張した外国出願(パリルート)が閉ざされるのではない。つまり、外国出願方法として、パリルートと優先権を伴わないで各国へ直接出願するルートにPCTルート²³⁾が加わったので、出願者にとって、選択肢が増加したである。

パリルートとPCTルートの違いの一つは、図表2で示すように、異なった優先期間である。パリ条約に基づく優先期間が12ヶ月である一方、PCTに基づく優先期間は30ヶ月である。パリルートの場合、12ヶ月の間に翻訳文を作成する必要があったが、PCTルートの場合、12ヶ月ぎりぎりまでに翻訳することなく国際出願することが可能である。要するに、パリルートに比べ、さらに18ヶ月もの間に翻訳費用、国内手数料、現地代理人費用等の出費を先延ばししながら、企業は、どの国で特許を取得すべきかを検討することが可能となったのである²⁴⁾。

一方、PCTが発効した1970年代末は、日本製品の高い品質による非価格競争力によって日米間の貿易摩擦が激化し始めた時代である。アメリカの貿易赤字が増加し、とりわけハイテク産業の貿易収支の悪化が目立つようになるなど、アメリカの産業競争力は低下したのである。そこで、アメリカでは、1979年にカーター大統領により産業技術革新政策に関する教書が議会に提出され、特許制度に関して見直され始めたのである²⁵⁾。こうしてアメリカは、プロパテント政策へ進む。

2. 1980年代

1980年代は、アメリカのプロパテント政策をきっかけに²⁶⁾、WIPOとGATTの両方において特許制度に関する国際ルールが議論された時代である。

アメリカ国内では、1980年にバイ・ドール法の制定(政府資金による大学の研究成果が大学に帰属し、特許権などは民間企業に譲渡する)、1982年に特許訴訟専門の連邦巡回控訴裁判所の設立が決まるなどプロパテント政策の形が見え始めたのである。1983年になると、レーガン大統領の諮問機関である「米産業競争力に関する大統領委員会」で、ヒューレット・パッカーのジョン・ヤング社長(当時)を委員長としてアメリカの貿易赤字の原因について議論が始まり、1985年にヤング・レポート(米産業競争力に関する大統領委員会報告書)が、大統領に提出された。ヤング・レポートでは、アメリカの産業競争力の低下に関する指摘と、日本製を初めとするハイテク製品がアメリカ市場へ輸入されたことによって、アメリカの技術的優位性が喪失したことを強調した。またアメリカの貿易赤字の要因は、アメリカの技術力が依然高いとした上で、諸外国の知的財産権保護が不十分なためであると分析されたのである。これは、アメリカのプロパテント政策の大きなきっかけとなり、その後の日米特許摩擦にも反映して行くのである。

時を同じくして、1980年にWIPOの下で第9回パリ条約改正会議が開催された。この改正会

議が審議され始めた発端は、1961年の国連総会において、特許制度が途上国にとって不利であり、先進国のために利用されているにすぎないことを正式に表明したブラジル、コロンビア共同提案である。その後、1974年に国連経済局、国連貿易開発会議（UNCTAD）事務局及びWIPO事務局によって共同報告書「開発途上国への技術移転における特許制度の役割」が作成された²⁷⁾。こうして第1回から第8回までの改正会議と異なり、第9回パリ条約改正会議で先進国は、途上国における特許問題について取り組まなければならなくなったのである。しかしながら、この改正会議のテーマになった特許の不実施に対する制裁規定の強化については、先進国と途上国間で隔たりが生じて結論に至らなかった。

また既存のパリ条約は、各国の特許制度の調和に深く踏み込んでいないため、WIPOは1985年から国際的な特許制度の調和を目的とした条約の作成を検討し始めたのである。この条約草案は、特許調和条約（正式名は工業所有権の保護に関するパリ条約を特許に関し補完する条約、Supplementing the Paris Convention as far as Patents are Concerned : Patent Harmonization Treaty）と呼ばれた。

一方、プロパテント政策に取り組むアメリカは、途上国がパリ条約改正会議において特許の不実施に対する制裁措置の強化を主張したことに不満を持っていた。そこで、アメリカは保護主義的な二国間交渉を続けながら、WIPOではなく、GATTで知的財産の保護を含めた国際ルール作りを提唱した²⁸⁾。すなわち、WIPOが知的財産に関する多国間交渉の場として存在していたにもかかわらず、従来議論されていなかったGATTの場で取り扱うことに至ったのである。その理由は、①WIPO交渉は、一般的にグループ交渉方式である。先進国（Bグループ）と途上国（77グループ）による南北交渉では、むしろ途上国の意見が反映されやすいこと²⁹⁾、②後述するように、GATTでは、紛争処理手続きが可能なことである。

こうして1986年に新ラウンド（ウルグアイ・ラウンド³⁰⁾）の開始がウルグアイのプンタ・デル・エステで宣言され、「不正商品の貿易を含む知的所有権の貿易関連の側面（Trade Aspects of Intellectual Property Rights: TRIP）」が15の交渉項目の一つとして取り上げられることになった。1987年から度重なる会合が開催され、知的財産権に関する保護基準や知的財産権侵害品を取り締まるための措置が議論されたが、先進国と途上国間の意見対立が生じた。1988年に、これまでの議論の合意事項に関する確認をするため閣僚レベルでの貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee : TNC）による中間レビューが行われたが、農業、繊維・衣類、セーフガードとともに合意が得られなかったのである。しかし、この頃になると、経済成長の進む韓国、香港、ASEAN諸国の歩み寄りが見られるようになった。翌年の1989年に、交渉当初から知的財産権の保護基準は、GATTではなく、本来、WIPOで取り上げられるべきという途上国の主張が当面棚上げされて、ラウンド終了後に改めて決定することとなり、実質的議論が進むのである。

3. 1990年代から WTO 設立まで

1990年代は、引き続き WIPO で特許制度の国際的な調和について、並びにウルグアイ・ラウンドで知的財産権の保護基準について国際的に議論されたが、次第に WIPO では議論が進展せず、むしろ貿易交渉の場である GATT において展開されていく時代である。

ウルグアイ・ラウンドでは、知的財産権の保護基準に関する実質的議論を進める合意によって、協定案が先進国だけでなく途上国からも提出され、1990年にこの提案に基づくブラッセルテキストが作成された。しかしながら、ブラッセル閣僚会議で、知的財産権の保護基準に関する先進国と途上国間の意見が対立しただけでなく、農業問題の合意が得られなかったのである。そこで、翌年の1991年4月 TNC によって15の交渉グループは、7つの交渉グループに再編成され、同年12月ダンケル事務局長は最終合意案（ダンケル・テキスト）を提示した。

その頃、特許調和条約は³¹⁾、1991年オランダのハーグで開催された外交会議の事前に、アメリカが先発明主義から先願主義への移行を撤回したなどの理由により、なかなか採択に至らなかった。先発明主義とは³²⁾、先に発明した者に特許を付与し、先願主義とは、先に出願した者に特許を付与する制度である。先発明主義は、特許成立後に先発明者の存在が明らかになることがあり、権利の不安定化を招くだけでなく、先発明者を立証するための多大な費用、時間及び労力を要する等の問題点がある。ところが、その後の条約草案でアメリカは先願主義への移行意思を表したので、先願主義が盛り込まれたが、WIPO は条約の締結を急いだために、先進国と途上国間で対立している6条項が削除された。この6条項は³³⁾、①特許の対象となる技術分野、②特許権が及ぶ範囲、③特許権者の義務、④強制実施権・特許の取消又は無効、⑤保護期間、⑥方法特許の立証責任であるが、これらは、ガットの TRIPS 交渉で調整をめざすこととなった。しかしながら、再びアメリカは、ブッシュ政権からクリントン政権への交代によって、またしても新条約草案を採択することを見送ったのである³⁴⁾。そこで WIPO は、1994年5月に日本とヨーロッパ諸国が主張してきた先願主義に関する項目だけでなく、かねてからアメリカが日本とヨーロッパに強く求めていた審査期間の短縮³⁵⁾に関する項目も削除した妥協案を提示することになった。しかしながら、南北間対立だけでなく先進国間対立も採用しない妥協案は、結局、各国からの反対意見が生じ、特許調和条約の採択の見通しがたたなくなってしまったのである。その結果、WIPO は、知的財産権の保護基準をウルグアイ・ラウンドに委ねることになった。

一方、ウルグアイ・ラウンドでは、農業問題に関する交渉が進展せず一時中断したものの、最終合意を目指した事務レベルの交渉が行われ、1993年12月全ての交渉分野の実質的な合意が成立した。そして1994年4月ウルグアイ・ラウンドを終結させるためにモロッコのマラケッシュで閣僚会議が開催され、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS 協定）は、世界貿易機関（World Trade Organization; WTO）を設立するマラケッシュ協定の付属書1Cとして成立した。

ところで、パリ条約改正会議は、ウルグアイ・ラウンドや特許調和条約等の成果を待って交渉を再開することになっていたが、1995年にWIPO総会によって凍結が決定した³⁶⁾。そこでWIPOは、特許制度の実体面以外の特許手続きに関する国際的な調和をめざすため1995年から1999年にかけて専門家会合と特許法常設委員会を数回開き、2000年6月に特許法条約(Patent Law Treaty; PLT)が採択されたのである。しかし、現在の加盟国はわずか14カ国にとどまっている(2006年10月13日)³⁷⁾。その後、特許法条約の成立を契機に、WIPOは更に実体面に関する調和の検討を進め、実体特許法条約(Substantive Patent Law Treaty; SPLT)の議論が行われているが、南北間が対立し膠着状態にある。

Ⅲ 特許制度の国際化と途上国

1. 植民地支配とパリ条約

1884年にパリ条約が発効して以来、加盟国数は飛躍的に増加している。当初の同盟国数は、わずか11カ国であったが、今日では約16倍に膨れ上がり、現在169カ国である(2006年11月15日)。

1883年にパリ条約が採択される際に調印した11カ国は、ベルギー、ブラジル、スペイン、フランス、グアテマラ、イタリア、オランダ、ポルトガル、サルバドル、セルビア、及びスイスであり、1884年には、イギリス、チュニジア、エクアドルも加わった³⁸⁾。このように、当初の同盟国は、主に旧宗主国が占めている。

パリ条約が成立するまでの歴史は、1871年にオーストリア政府が国際博覧会開催のために、各国へ出品を求めたことから始まる。当時、特許保護については特許擁護論と特許廃止論の観点から議論され、特許法を持つ国と持たない国に分かれていた³⁹⁾。

特許廃止論は当時唱えられていた自由貿易思想に支えられ、独占を伴う特許を有害であると見なしていた。たとえば、スイスは特許法を持たない工業国として知られていたし、オランダ、ドイツも特許法を廃止していた。

他方、特許擁護論からは、特許が社会的な利益(産業の発達)を達成するものであると考える立場(公共政策論)と発明を特許によって私的財産と考える立場(私的財産論)に基づいていた。そのため特許法が存在する国においても、発明者の権利に関する見解に相違が生じていたのである。たとえば、国際博覧会の開催されたウィーン(オーストリア)の特許法では、政策上、公共の利益になる場合に特許権が付与されていた。イギリスの特許法では、特許を私的財産と見なすのではなく、新しい技術を導入する政策として扱っていた。フランスでは、フランス革命や人権宣言の影響によって私的財産論が出現したが、実際に採用された特許法では自国へ工業設備を導入するための公共政策に基づいていた。一方、後発工業国であるアメリカの

特許法は異なっていた。アメリカの急速な技術進歩は、特許を私的財産と認めることによって遂げたのであり、国家は、国内の外国人発明者に、そして外国のアメリカ人発明者にも、いかなる干渉もなすべきではないという立場にあったのである。

公共政策論の立場から特許法を制定していたオーストリアでは、特許の付与日から1年以内に特許製品を同国で生産しなければならないと言う厳しい実施義務を課していた。工業国（特にアメリカ）は、この厳格な実施規定によって、たとえ出品物を保護するためにオーストリアで特許を取得したとしても十分な救済にならないと考え、出品に躊躇したのであった。そこで、オーストリアは、出品する特許製品を保護するための特別法を制定すると同時に、アメリカの提案によって国際博覧会終了後、特許保護に関する国際会議の開催を決定したのである。

その後、パリ条約が誕生するまでの期間は、まさに大不況によって特許論争とパリ条約の成立に深く関わっただけでなく、先進国と途上国に異なる途を歩ませることになった。

この時代の特徴は、次のとおりである。

- ・ 関税引き上げによる保護主義
- ・ カルテル、トラストや国内独占体の形成
- ・ 科学技術の進歩による発明の増加
- ・ 工業諸国による輸出の増大とそれによる国際競争の激化
- ・ 植民地支配の拡大

イギリスの機械制大工業は、紡績機や蒸気機関車の発明が結実して更に発展していた。この機械制大工業は、ベルギー、フランス、スイス、ドイツ、アメリカにまで波及し、イギリス、フランス、ドイツ、およびアメリカの四大国の工業生産は、全世界の2/3ないし3/5のシェアを持っていた⁴⁰⁾。そして、その輸出先は、周辺のヨーロッパ諸国に向けられていたことが多かった。たとえば植民地支配を繰り広げていたイギリスは、輸出先の工業化の恩恵を受け、その工業化が作りだす新しい市場から利益も享受して、その市場へエンジン、機械、その他の設備資材を販売する一方、最低の価格で、アメリカやヨーロッパの農産物・工業半製品や植民地と中米の熱帯産品等を買入れていた⁴¹⁾。

1870年代になると、株式会社制度が一般産業に普及し⁴²⁾、たとえばドイツでは1871年から1873年にかけて会社設立時代を迎えた⁴³⁾。後発工業国のドイツでは、国際競争に勝ち抜く手段が最新式の機械や技術を体系的かつ一気に導入することであると考えられ、国内外でそのための資本を大量に動員する最も好都合な企業形態が株式会社であったのである⁴⁴⁾。

ところが、ウィーン国際会議が開催された同年の1873年から、株式ブームの反動を一因として⁴⁵⁾、工業国では恐慌とともに大不況に陥ったのである。たとえば⁴⁶⁾、ドイツの軍需生産、鉄道建設、造船業における重工業は、生産コストの上昇と利潤の低下によって事業が縮小した。

そのため鉄道建設が重要な販路であった銑鉄の生産量と価格は減退し、失業は広がった。アメリカでは⁴⁷⁾、株式投資ブームの反面、労働力不足にコストの上昇が加わって利潤が低下すると、鉄道会社は倒産し、銀行は破産した。その結果、銑鉄の価格の下落と失業者の増加が生じ、恐慌は紡績業と建設業部門にまで及んだ。イギリスでも⁴⁸⁾、失業の増加と物価の下落によって、過剰生産能力は巨大なものになったとされている。

この大不況のもとで、株式会社は、大企業相互の競争による利潤率の低下に苦しむことになる⁴⁹⁾。そこで企業は同業他社と連合したり合同したりして、一挙に企業規模を拡大し、利潤率を上げようと努めるのである⁵⁰⁾。これを資本の集中と言い、本来競争的であった企業が手をつなぎ、都合よく市場を独占しようとするのである⁵¹⁾。なお独占体には、その結合の程度によってカルテル（企業連合）、トラスト（企業合同）、コンツェルン（財閥、企業集団）という三つの集中形態がある⁵²⁾。

こうして大不況の進行は、主に関税引き上げによる保護主義の高まりと独占体の形成をもたらした。なお、関税率の強化は、ナショナリズム的感覚の社会的表明である教育費、公衆衛生費、公共事業等と同じように、ヨーロッパ諸国間で激化した軍事的敵対関係から生じた軍備支出の増加を充当するために歴大な収入源になった⁵³⁾、とされている。長期にわたる大不況を経験したドイツでは、1879年に関税引き上げやカルテル結成の軌道に入り、1885年にかけて67のカルテルが存在し、1905年までに385に増加した⁵⁴⁾。アメリカでは、トラストが形成された⁵⁵⁾。たとえば、スタンダード石油トラストは、1882年に約40社の持株集団となった⁵⁶⁾。イギリスにおいても、株式会社制度が一般産業に普及していたため、1880年代になると、企業の集中合併が行われた⁵⁷⁾。言い換えれば、多数存在していた小企業が、寡占的企業へと変化し、大規模な株式会社が形成され始めたのである。ただし、イギリス、オランダ、デンマークだけが1880年から1913年の間、自由貿易に固持した⁵⁸⁾、とされている。

時を同じくして、特許論争にも変化が表れた。これは特許擁護論の勝利を意味していた。その理由は、既に述べたように、大不況をきっかけに保護主義の動きが高まりつつあったことと、ウィーン国際会議において特許擁護論者が、自由貿易思想に基づく特許廃止論者に譲歩して強制実施権（特許権者の許諾なしに、国が第三者に実施権を強制的に与えること）を提案したことである（ただし、この提案は後述する50年後のヘーグ改正会議まで実現しなかった）。この動きは、特許を廃止していた国々に変化をもたらせた。ドイツは、公共政策の立場からではあるが、再び1877年に特許法を導入した。さらに、暫くして、スイスやオランダで特許法が制定されることにも導いた⁵⁹⁾。また、日本も⁶⁰⁾、1879年頃から特許法の再開準備を始めた。当時の日本は、不平等条約を改正するという外交課題を負っていた。そのため、近代的な特許法を制定することが、不平等条約改正の契機になると考えられていたのである。その結果、1885年に実質上最初の特許法である専売特許条例を制定し⁶¹⁾、1899年に改正特許法が施行されて、パリ条約に加入した。

特許保護に関する国際会議は、その後も継続して行われた。第2回と第3回は、パリ国際博覧会終了後の1878年と1880年にパリで行われ、1883年にパリ条約が採択されるに至った。

そのころ工業国では、科学技術も進展し、多くの発明が生まれた。エジソンは1879年に電灯を、1880年には発電機を発明した。また1882年にはフランスのゴラルとイギリスのギブスが変圧器を発明するなど電気の発達が進んだ。それと並行し、ベンツやダイムラーによって自動車が発明され、その後ディーゼル・エンジンの発明へと展開していったのである。これに伴い、特許登録件数も次第に増加し始めた。イギリスで登録された特許件数は、1880年から1887年の各年とも30,000件を超え、1908年になってもなお16,000件以上が許可され、アメリカでは1880年の14,000件から1907年には36,000件に、フランスでも1880年の6,000件から1907年の12,600件に倍増し、ドイツでは1900年の9,000件から1910年の12,000件に増大した⁶²⁾とされている。

ところで、工業国において、巨大な固定資本設備を擁する重工業主導の体制が確立されてくると、大不況による過剰生産が深刻化し、輸出市場の意義は一層大きくなっていくのである⁶³⁾。特にドイツで発達したカルテルが保護関税政策と結びつくとき、このカルテルはダンピング輸出を行うことができ、国内市場では高価格協定を最も有効に働かせることができるのである⁶⁴⁾。カルテルが国境を越えると（国際カルテル）、国際的大企業が相互に世界的な規模で市場の分割を協定した⁶⁵⁾。国際カルテルは、船舶、兵器、鉄道、電球、アルミニウム、炭酸カルシウム、板ガラス、たばこ、ほうろう鉄器、ピン等に存在した⁶⁶⁾。このように、国際的独占がごく僅かな大企業によって支配されている産業に出現したという事実は、保護主義が国内独占を作り上げて、国際競争の制限に都合な諸条件を作るために一瞥をかした⁶⁷⁾、とされている。またアメリカで発展したトラストにおいても、トラスト価格を設定し、原材料の一手購入やダンピング輸出を行った⁶⁸⁾、とされている。そのため保護主義の高まりにもかかわらず、1870年から1913年にかけて、ドイツの輸出額は5.8倍に増え、アメリカの輸出も5.9倍に増加した⁶⁹⁾。これに対してイギリスの輸出額はわずか2.6倍、フランスのそれは2.5倍にしか増えなかったが、両国の輸出努力は増大していった⁷⁰⁾。

工業諸国からの商品輸出が増大するにつれ、国際競争も厳しくなり、資本輸出が活発化し、資本の参加と海外支店の創設が行われた⁷¹⁾。すなわち、多国籍企業存立の本源的契機が与えられたのである⁷²⁾。

この時期において、特にアメリカ系企業は、新しい事業へ外国資本投資を引き付けるために特許権を用いることによって、海外関連会社に存在価値を与えていた⁷³⁾、とされている。たとえば⁷⁴⁾、1877年にイギリスで特許権を申請したベルは、代理人に新設イギリス会社で発明を運用するためのイギリス資本を引き付けるよう命じたとされている。ベルの競争相手であるエジソンも同様に、1879年にロンドンでエジソン電話会社を創設したが、同社はイギリス資本によって賄われていた。こうしてエジソンは、自らの知識、技術援助、および特許の提供と引き換えに、同社の利権を獲得し、ヨーロッパ初の電話交換事業を行った。その後、イギリス政府は電

信法によって、電話通信事業の国家による独占を宣言し、ベルとエジソンの会社がユナイテッド電話会社として合併された。そして、同社はアメリカ製の機械装置を輸入して、ロンドンの電話体系を完成させていった。また1886年アメリカにウェスティングハウス・エレクトリック社を結成したウェスティングハウスは、1889年ロンドン・ウェスティングハウス・エレクトリック会社を貿易、建設および設備会社として発足し、ロンドンの子会社に西半球以外の全世界における特許権を与えたのである⁷⁵⁾。

アメリカ系海外子会社は販売拠点として位置づけられていたが、海外の政策にも対応するため、本国からの輸出ではなく現地生産を行わなければならないケースがあった。その理由は⁷⁶⁾、多面的であった。海外製品に対する特別な需要の存在、国民感情への考慮、輸入品価格が購入不可能なほど高くなる関税引き上げはもちろんのこと、特許の属地性であった。

たとえば、ドイツやカナダの特許法では、特許権を取得して数年以内に市場を十分満たすほどの供給能力を持つように要請し、さもなければ、特許が取り消されることにさえなっていたのである⁷⁷⁾。製薬会社であるフレデリック・スターンズ社とパーク・デビス社が、それぞれ1884年と1887年の早い時期からカナダで製造を開始しているのは、カナダの特許法において特許の実施を求めていることによる⁷⁸⁾、とされている。また公共政策の立場から制定されていたドイツ特許法においても、特許の付与は外国人に対して無制限になされず、国家利益の観点から政府の制限を受ける権利と考えられた⁷⁹⁾。これに高関税であったことも加わり、現地生産が賢明な方法であると考えられた。言い換えると、当時の特許法は、特許に係わる物を輸入ではなく、現地生産によって求めていたのである。

ドイツとカナダがパリ同盟国になるのは、それぞれ1903年と1925年まで待たなければならなかったが、たとえ同盟国であったとしても、当時のパリ条約では不実施による特許の取消も可能であった。その理由は次のとおりである⁸⁰⁾。1883年のパリ条約では、特許権者が他の同盟国で製造された特許に係わる物を輸入する場合も、特許の効力は直ちに失われなくなっていた。しかし、パリ条約において、同盟国は、輸入を実施と見なすか否か、実施がされないこととは何か、実施が不十分とは何かなど、実施の定義を自由に定めることができる。よって特許権者は、特許に係わる物を輸入した国の法律に従い、その特許を実施する義務を負わなければならなかったのである。この問題を解決する手段として、たとえばアメリカ政府は、アメリカ人の特許が不実施を理由に取り消されることがないように、1909年にドイツと国際協定を結んだ⁸¹⁾。

ところが、この不実施に対する制裁規定は、図表3に示すようにパリ条約改正会議毎に段階的に緩和され、事態は多国籍企業にとって有利な方向へ動き出した。たとえば、強制実施権の設定は、1925年のヘグ改正条約では制限がなかったが、ロンドン改正会議で特許付与後3年を経過しなければ行えなくなり、リスボン改正会議で特許出願後4年を経過しなければ請求できないこと、さらには実施の事業とともにする場合でなければ移転することができないことも

追加された。言い換えると、強制実施権を得る者の資格は、実施能力を持つ企業または営業能力を持つ者でなければならないという条件が追加されたのである。特許の失権措置については、パリ国際会議において出願から3年間に行われず、特許権者が不実施の正当な事由を疎明しない場合に制限されたが、ヘーグ改正会議で強制実施権の設定が不実施による弊害を防止できない場合に限られ、さらにロンドン改正会議で強制実施権の設定後2年を経過しなければならぬとされた。すなわち、特許の取消は、様々な条件を満たさなければ行われなくなったのである。既に述べたように、強制実施権に関する議論は南北間の対立が生じたため、リスボ

図表3 特許の不実施による制裁規定と植民地への適用に関するパリ条約改正の歩み

	年	開催地	不実施による制裁規定	植民地への適用
国際会議	1873	ウィーン	強制実施権を提案	
	1878	パリ	特許権者が特許取得国で特許品を輸入することによって失権措置を受けないことが提案される	各国の法律を植民地に適用することが提案される
	1880	パリ		
	1883	パリ (パリ条約採択)	特許権者が他の同盟国において製造した物を特許取得国に輸入しても、失権措置は行われない。ただし、特許権者はその特許に係わる物を輸入した国の法律に従い、その特許を実施する義務を負う(付属議定書に、失権措置は、出願の日から3年を経過し、かつ不実施の事由を疎明しない場合に受けることを定める)	
改正会議	1886	ローマ (1回)		
	1890 ・ 1891	マドリッド (2回)		
	1897 ・ 1900	ブラッセル (3回)		
	1911	ワシントン (4回)	1883年パリ国際会議の附属議定書から条約正文に移行	導入
	1925	ヘーグ (5回)	ワシントン改正での規定を制限し、まず、強制実施権を設定し、かつ、これのみでは不実施による弊害を防止できない場合に、失権措置をとることができる(ただし、特許付与後3年を経過し、かつ、その間に、特許権者が不実施の事由について正当であることを明らかにしない場合に限られる)	〃
	1934	ロンドン (6回)	さらに、強制実施権は、特許付与後3年を経過するまでは請求できない、かつ特許権の失権措置は、強制実施権の設定後2年を経過する前には行えないことになる	〃
	1958	リスボン (7回)	不実施による強制実施権の設定については、出願後4年間は請求できないことを追加。かつ、実施権は排他的なものであってはならず、また実施の事業とともにする場合でなければ移転することができない。	〃
	1967	ストックホルム (8回)		条文が現代的表現に改められる
1980	ジュネーブ (9回)			

(出所) 特許庁『特許制度70年史』発明協会、1955年、115～123ページ。後藤晴男『パリ条約講話』発明協会、2002年、第12版、3～27、246～255ページをベースに著者作成。

ン改正条約が最後となった。こうして、1960年を向かえるまでに不実施による制裁措置は緩和されたことから、輸入によって特許が早急に取り消される可能性は小さくなったのである。以上の諸点を加味すると、1960年代のアメリカを出発点とするプロダクト・ライフ・サイクルに沿った海外事業展開が拡大した一因であったと考えられる。

ところが、途上国の状況は異なっていた。大不況によって消費が低下し、投資収益が下落していた工業国は、周辺のヨーロッパ諸国にだけ依存するのが不安になっていた。工業国は、新たな輸出市場、移住地、または投資市場を途上国に求めたのである。これは、政治的支配と結びつき、植民地的領有となって表れた。工業国の中でもドイツは、当時、領土的野心は持っていないことを標榜していた⁸²⁾、とされている。しかし、イギリスやフランスは、後発工業国であるドイツやアメリカの産業発展に脅威を感じたため、1880年代に入って再び植民地政策を活性化させてきた⁸³⁾。それに対し、ドイツでも国力に相応しい植民地の獲得の声が起り、1882年には民間人によってドイツ植民地協会が設立された⁸⁴⁾。しかしながら、全世界の内、植民地になりうる部分は残っていなかったのであり⁸⁵⁾、既に植民地支配を行っていたイギリス、フランス、ポルトガル、スペインを初めとする工業国によるアフリカの植民地争奪戦は激しくなった。ついにドイツのビスマルクが提唱して、アフリカ分割のためのベルリン会議が開催された。パリ条約が発効した同年、1884年のことである。

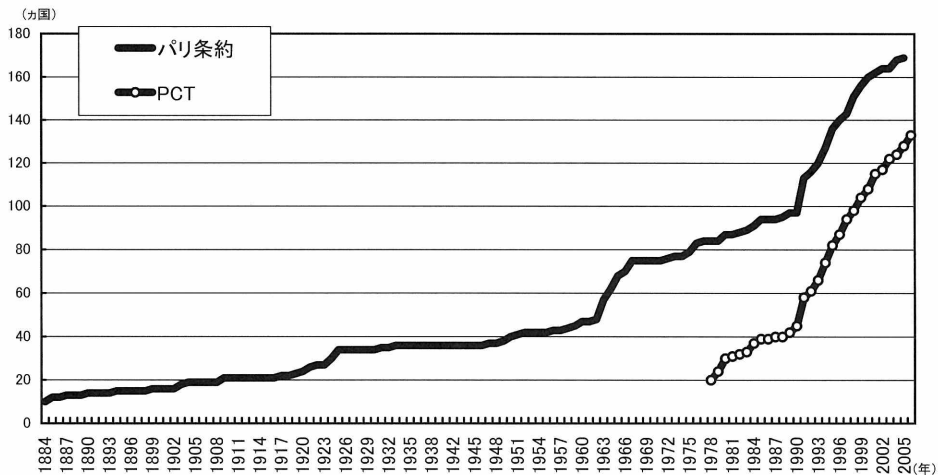
ベルリン会議で調印された議定書によると、「(a) 有効な領有とは、ある国が代表を送り、有効な行政機関が確立したときであり、その地域はその占有国によって、政治・経済・社会的に開発されるであろうこと、(b) 一国がその占有地を有効に治めようと努力している間、他の国がその地域に占有権を主張することは認めない、(c) 領有を広げるときは、誤解の生じないよう、他のヨーロッパ諸国にも伝えること……⁸⁶⁾」と植民地の定義が決定された。なお、アフリカにおいて最も占領した国は、フランスであり、次いでイギリスが並ぶ。

このような時代に成立したパリ条約の植民地に対する適用は、既に、パリ国際博覧会の際に招集された国際会議で提案されていた⁸⁷⁾。この適用は、1911年のワシントン改正条約で導入され、その後わずかな改正を経て、リスボン改正条約まで継承された⁸⁸⁾。これは、1967年のストックホルム改正条約（現在のパリ条約）24条で現代的表現に改められたが、現在も同盟国は、自国が対外関係について責任を有する領域の全部又は一部（すなわち、自国の植民地、保護領、委任統治地域その他権力の下にある地域又は宗主権の下にある地域）の適用を、パリ条約の批准書もしくは加入書において宣言するか、批准・加入後にいつでも事務局長にあてた書面によって通告できる⁸⁹⁾。このように前述したベルリン会議の議定書内容と照らし合わせると、類似しているのである。従って、この時代のパリ同盟は、先進国の加入と植民地への一方的な適用によって支えられていた。

そして、このような植民地政策は、第一次世界大戦をもたらす一因になった⁹⁰⁾。戦後、敗戦国のドイツは、巨額な賠償金支払いを課せられ、また、戦勝国もアメリカに対し多額の債務を

抱えていた。そのため、ヨーロッパ諸国は弱体化し、債権国のアメリカは戦後の好景気に沸いた。ところが、1929年ニューヨークのウォール街で発生した株価大暴落は、世界恐慌となって工業国に大打撃を与えたのである。この状況に対処するため、ヨーロッパ諸国は、植民地を抱え込むブロック経済を形成した。そのころ、敗戦国によって植民地を失い、賠償金支払いに苦しめられたドイツでは、ナチスが政権を握り、軍事力を強化した。こうしてドイツによるポーランド侵攻を発端に、第二次世界大戦が始まった。第二次世界大戦が終結すると、植民地では独立運動が発展し、独立を獲得したのである。その一方、保護主義の高まりが第二次世界大戦をもたらした一因であったことを反省し、貿易の自由化を推進していくために GATT（正式名は関税および貿易に関する一般協定：General Agreement on Tariffs and Trade）が1948年に発足された。このように貿易は自由化へ向かったにもかかわらず、パリ条約は存続したのである。

図表4 パリ条約と PCT の同盟国数



(出所) WIPO, *Contracting Parties of Treaties Administered by WIPO*, pp.5-8(2006年11月15日現在), pp.25-26.(2006年10月13日現在) (WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/paris.pdf> <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/pct.pdf>) より著者作成。

その結果、パリ同盟国数は次第に増加して行く。図表4は、パリ条約の同盟国数の変化を示したものである。主な特徴として、1963年から1967年に1回目、1991年に2回目、1994年以後(特に1994年から1995年)に3回目の増加を確認できる。これらの増加に共通していることは、植民地支配から独立した国による加入が多く、経済的發展と連動していないのである。

第1回目の増加は、1963年から1967年にかけて起こる。この期間の同盟国数は27カ国であり、その約80%をアフリカが占めている。1960年はアフリカの年と呼ばれ、アフリカ大陸で多くの独立国が誕生した。

アフリカ旧フランス植民地である12カ国⁹¹⁾は、1962年に共通の特許庁を創設するためのリブ

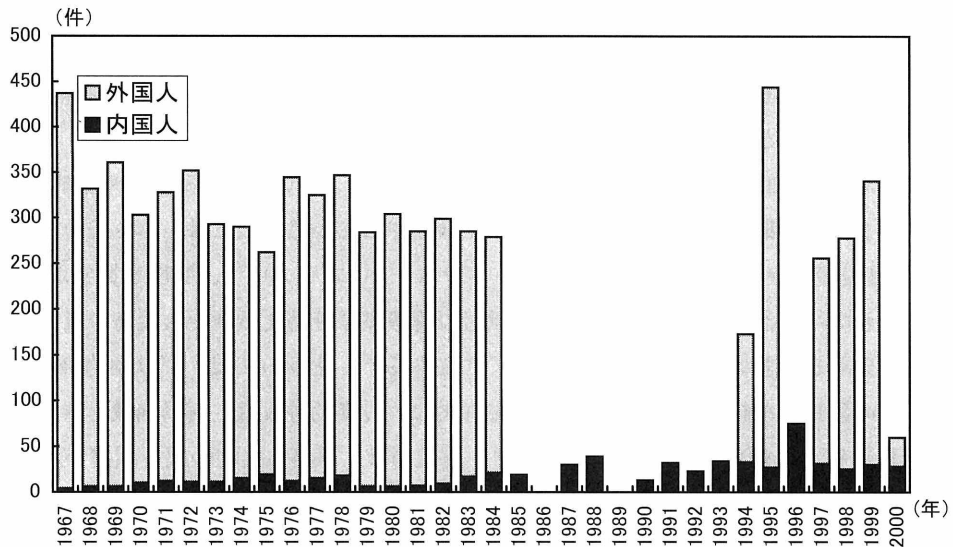
レベリ協定を結び、アフリカ・マダガスカル工業所有権庁 (Office Africain et Malgache de Propriété Industrielle, African and Malagasy Office of Industrial Property :OAMPI) が設けられた⁹²⁾。これは、世界で初めて採用実施された広域特許制度である。これによって、別個に異なった特許法と特許庁を持つ必要がなくなると同時に、英語あるいはフランス語による一出願で全加盟国へ自動的に特許を取得することが可能である。この12カ国は、パリ同盟に加入することを約束していたので、1963年から1967年にかけて同盟国となったのである。その後、リブレリ協定は改められ、バギン協定によってアフリカ工業所有権機構 (Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle, African Intellectual Property Organization: OAPI) と改称された。現在は16カ国が加盟している⁹³⁾。さらに、OAPI はパリ条約19条の特別の取極であり、PCT 出願においてOAPI を指定することが可能となっている。

なお、英語圏のアフリカについても、1976年に共通の特許庁を創設するための協定が締結され、アフリカ英語圏工業所有権機構 (Industrial Property Organization for English-speaking Africa :ESARIPO) の本部がハラレ (ジンバブエ) に置かれた⁹⁴⁾。その後、アフリカ地域工業所有権機構 (African Regional Industrial Property Organization :ARIPO) と改称されている⁹⁵⁾。

途上国にとって広域特許制度は、人員と経費が節約されるなどのメリットがある⁹⁶⁾、とされている。とは言え、植民地からの独立直後の経済的に発展していない段階でパリ条約の加入や広域特許制度の実施は、むしろ、工業国 (とくに旧宗主国) にとってメリットがあったと言わざるを得ない⁹⁷⁾。図表5で示すように、アフリカ工業所有権機構への出願者に占める外国人の割合は、極めて大きい

1991年になると、第2の増加が起こる。この年の同盟国は、16カ国にのぼる。これは、1991年のソ連崩壊に起因していた。16カ国のうち10カ国⁹⁸⁾ が旧ソ連、3カ国が旧ユーゴスラビアに属した国である。また、旧ソ連10カ国は、パリ同盟とPCTへ同時に加入している。さらに、1994年に独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States: CIS) のうちの10カ国 (アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、トルクメニスタン、) は、ユーラシア特許条約 (Eurasian Patent Convention) に批准し、ユーラシア特許機構 (Eurasian Patent Organization: EAPO) が設立された⁹⁹⁾。同条約は、1995年8月12日から発効し、ロシア語による一出願で加盟国全てに効力を有することになった¹⁰⁰⁾。現在は、9カ国が加盟している¹⁰¹⁾。同条約もパリ条約19条の特別の取極であるため、1996年よりPCT出願でユーラシア特許庁の指定が可能となった。これによって、外国からの出願の約83% (2004年) は、PCTルートによるものであり、2004年の特許登録件数の大半は、先進国と旧宗主国ロシアからである¹⁰²⁾。

図表5 アフリカ工業所有権機構における内外国人別特許出願数（件）



(出所)WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/> をベースに著者作成。(注)上記データは WIPO がアフリカ工業所有権機構からの報告を受けたものであり、空白部分は、報告または該当する件数がなかったことを示す。(2007年4月1日閲覧)

このように、これまでのパリ同盟数の増大は、完全な自治権を擁していなかった植民地の独立によって増加したのであった。このような大きな増加以外にも、例えば、ベトナムは独立した1949年にパリ条約へ加入しているし、インドネシアは独立した1年後の1950年に、スリランカは独立した4年後に加入している。植民地にとって独立後の加入は、国際社会への仲間入りと近代化への第一歩として海外に宣明するためであったと考えられる。しかし、その反面、植民地が政治的独立を果たした後も、先進国と旧宗主国による支配は、パリ同盟という方法で、途上国の市場経済に温存し続けていることを意味するのである。

第3の増加は、1994年以後である。とりわけ1994年から1995年にかけて同盟国は、増加した。これは、これまでの特徴とは異なったものであり、TRIPS 協定との関係上、次項で論じることとする。

2. 途上国に及ぼす影響

1986年から始まったウルグアイ・ラウンド交渉は、約7年半の歳月を経て1994年に合意に達し、翌年に WTO 体制が誕生した。ウルグアイ・ラウンド交渉では、100カ国以上の国・地域が参加し、現在の加盟国は149カ国（2005年12月11日現在）で、その大半を途上国が占めている¹⁰³⁾。

TRIPS 協定は、前文及び本文73カ条から構成される。同協定の基本原則に関する主な特徴を述べると、1条では、「加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、協定で要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施すること

ができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。」と定められている。すなわち、TRIPS協定の経過期間が満了したら、先進国も途上国も一律にTRIPS協定の基準よりも高い保護を国内法により実施することができ、協定の保護水準は、遵守すべき最低水準（ミニマム・スタンダード）なのである¹⁰⁴⁾。

また2条では、「加盟国は、第2部から第4部までの規定について、1967年パリ条約の第1条から第12条まで及び第19条の規定を遵守する」と規定されている。これは、パリ条約の規定をTRIPS協定に組み入れたことを意味し（パリ・プラス・アプローチ）¹⁰⁵⁾、TRIPS協定が、WTO加盟国に対してパリ条約の実体規定の実施義務及び保護基準を超える新たな義務の履行を最低基準として定めるべきであるとの思想に基づくのである¹⁰⁶⁾。と言うのは、パリ条約の解釈・適用についての強制力を確保するためであり、結果的にパリ条約違反は、貿易制裁を伴うGATTの紛争処理手続きの対象となったのである¹⁰⁷⁾。途上国は、TRIPS協定の履行義務が2000年から¹⁰⁸⁾、後発途上国は2006年から発生するが¹⁰⁹⁾、2002年までに紛争解決機関が処理したTRIPS関連の案件は24件あり、その内7件は、途上国に対する先進国の申し立てであった¹¹⁰⁾。

さらに、3条では内国民待遇、4条で最恵国待遇が規定されている。内国民待遇は、パリ条約においても定められていた。従前のGATTではモノの分野に関する協定であったため、輸入品と国内産品の差別のみを対象としていたが、TRIPS協定では外国でなされた発明だけでなく、知的財産権者（ヒト）の差別が禁止されたのである¹¹¹⁾。

最恵国待遇は、日本が強く主張することによって盛り込まれ、優遇措置が加盟国の国民だけでなく非加盟国の国民に与えた場合も適用することになった¹¹²⁾。これによって、途上国は、制裁を背景とする二国間協定を他国に均霑しなければならなくなったのである¹¹³⁾。

既に述べたように、途上国は、TRIPS交渉において対先進国と激しく対立していたし、経過期間満了後は一律に遵守しなければならない。それにもかかわらず、途上国が最終的に合意した理由は、途上国の経済構造とウルグアイ・ラウンド交渉成果の実施方法にある。

途上国の経済構造は、植民地主義によって形成された二重経済である。この経済の特質は、近代経済部門（輸出経済部門）と伝統経済部門とが併存し、前者は宗主国の経済と直結し、伝統的経済を犠牲にして発展してきた点である¹¹⁴⁾。輸出部門においては鉱産物や輸出農産物が現地賃金労働ないしは輸入低賃金労働を利用して外国系企業によって開発され、伝統経済部門は圧倒的な自給農業と小商が中心であった¹¹⁵⁾。

近年、途上国は輸出指向工業化政策により、製品輸出の伸びは先進国よりも高い。しかしながら、多国籍企業が雇用の吸収に寄与していても、製造業に携わる企業の大半は多国籍企業である。図表6に示されるように、途上国の全人口に占める農村人口比率は、先進国に比べ高く、現在でも一次産品への依存度が高い。

工業製品は、ケネディ・ラウンド交渉から一括引き下げ方式による関税の引き下げが行われ

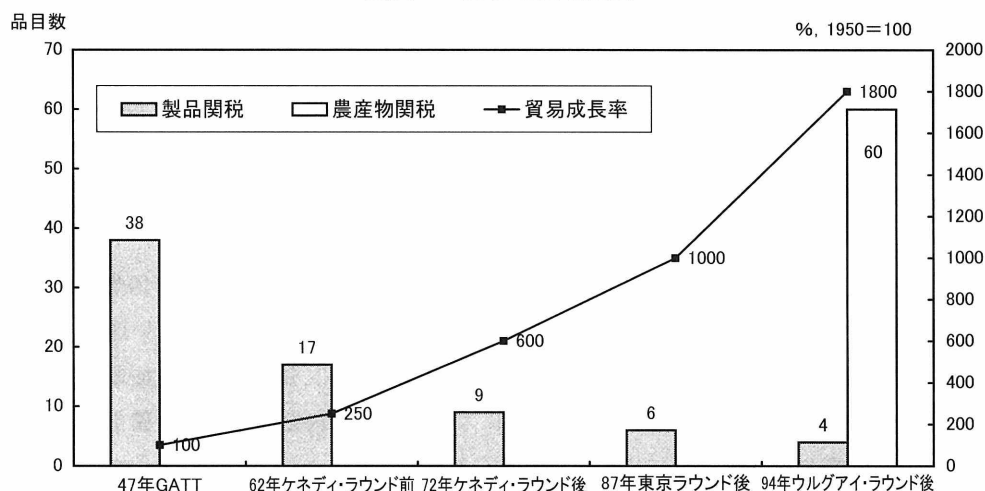
たが、農産物の関税引き下げは、工業製品ほどの前進は見られていなかった。よって工業製品の関税引き下げは、交渉を重ねるごとに引き下げられた一方、高関税農産物の品目は多い（図表7）。

図表6 所得別・地域別による農業の役割

	農村人口 %：人口比		農業 %：対GDP比		農産物原料 %：対商品輸出額	
	1990年	2004年	1990年	2004年	1990年	2004年
低所得国	74	69	32	23	4	3
中所得国	56	47	16	10	4	2
低所得と中所得国	63	57	18	12	4	2
高所得国	25	22	3	2	3	2
東アジア・太平洋地域	71	59	25	13	6	2
ヨーロッパ・中央アジア	37	36	16	8	-	2
南米・カリブ海地域	29	23	9	9	3	2
中東・北アフリカ	48	44	19	12	-	1
南アジア	75	72	31	21	5	1
サハラ以南アフリカ	72	64	20	16	-	5

(出所) World Bank, *World Development Indicators* (2006), pp.130-133,198-201,206-209より著者作成。

図表7 関税と貿易成長



(出所) Ingco, M.D., and John D. Nash, *What's at Stake? Developing-Country Interests in the Doha Developing Round*, chap.1, *Agriculture and the WTO*, edited by Ingco, M.D. and John D. Nash, co publication of the World Bank and Oxford University Press, 2004, p.7.

さらに、GATT11条では数量制限の一般的禁止が規定されているにもかかわらず、農産物は一定の条件の下に例外的に輸出入の数量制限を行うことが認められていた。GATT16条においても、二次産品に対する輸出補助金が禁止される一方で、農産物を含む一次産品については、一般的な禁止になっていなかった。これにより、アメリカは、GATT上の義務の免除により農産物の輸入制限措置が承認されていた。また輸出補助金が、ECの共通農業政策（Common Agricultural Policy: CAP）に伴い給付され、アメリカでもECに対抗して導入されたことは、例

外的に扱われていたのである。

輸出補助金が付された農産物は、国際市場価格を低下させ、潜在的な農産物輸出国は、競争が困難となる¹¹⁶⁾。すなわち、農産物の補助金給付は、保護的政策を受ける先進国と財政的にも補助金給付の困難な途上国が国際市場で競争しなければならない状態を創り出すのである¹¹⁷⁾。農産物輸入国にとって輸出補助金は、低価格の輸入によって短期的な利益をもたらすが、それは、どの国にとっても長期的な農業発展に有害である¹¹⁸⁾、とされている。

次にウルグアイ・ラウンド交渉成果の実施方法である。東京ラウンド交渉の際に策定された協定は、ガット協定自体とは別個に策定された国際条約であり、それぞれの協定も相互に独立したものとなっている。よって各国は、これら多数の協定の内、自国にとって有利なものだけを受諾することを認められていたため、これら協定の加盟国の多くは先進国であり、途上国の加盟は非常に少ない¹¹⁹⁾。その一方、ウルグアイ・ラウンド交渉においては、15の交渉分野が包括的に扱われ、各交渉分野の一つでも合意できなければ全体として合意しないという一括受諾方式 (single undertaking) であったので、WTOへ加盟を希望する国は、WTOを設立する協定の付属書に揚げられた交渉成果をすべて受諾しなければならなかった。従って、当初4年で終結される予定であったウルグアイ・ラウンド交渉が7年半を要したように、交渉に時間がかかる一方、各国の強い分野と弱い分野の交渉が同時並行で行われるため、弱い分野の譲歩を引き出し易くなったのである。植民地支配崩壊後も引き続き一次産品に依存する途上国にとって農業交渉は、重要課題であり、TRIPS交渉に譲歩せざるをえなかったと考えられる¹²⁰⁾。

そこで、WTOに加盟した途上国が、パリ条約の加入に如何なる影響を及ぼしたのか検討する。

前項で論じたように、TRIPS協定2条では、パリ条約1条から12条まで及び19条に規定する義務を課している。これによって、WTO加盟国のうちパリ条約の同盟国でない国に、新たな規定を負担させることになったのである¹²¹⁾。言い換えるならば、独立後もパリ同盟の加入を望んでいなかった途上国にさえ、WTOへの加盟によってパリ条約を遵守する義務を課したのである。また、2条に「1967年のパリ条約」と明記されたことにより、ストックホルム改正条約(現在のパリ条約)以前の条約にのみ批准する同盟国は、同改正条約を新たに遵守しなくてはならなくなったのである¹²²⁾。

従って、パリ条約の非同盟国であるWTO加盟国は、パリ同盟国が負担しなければならない分担金の支払い義務を課せられないとは言え¹²³⁾、パリ条約に加入したのも言わば同然のようなものである。ここで思い出さなければならないのは、PCTの存在である。既に述べたように、PCTは、パリ条約の特別措置としてパリ同盟国にのみ開放されている条約である。PCTにおいて、一つの特許庁(受理官庁)が行うのは国際出願の方式審査であるが、特許出願者の大半は先進国からなので、先進国の受理官庁であることが多い(図表8)。途上国が受理官庁として行動する場合も、この任務を他の締約国又は政府機関に委任することが認められている¹²⁴⁾。また

図表8 国際出願における上位10の受理官庁 (2005)

受理官庁	出願件数	シェア (%)
アメリカ	46,014	33.9
日本	24,293	17.8
欧州特許庁	21,240	15.7
国際事務局	7,883	5.8
イギリス	5,169	3.8
韓国	4,685	3.5
フランス	3,920	2.9
中国	2,438	1.8
ドイツ	2,324	1.7
スウェーデン	2,050	1.5
その他	15,586	11.5
全体	135,602	100

(注) 現在、103の官庁が受理官庁として行動している。

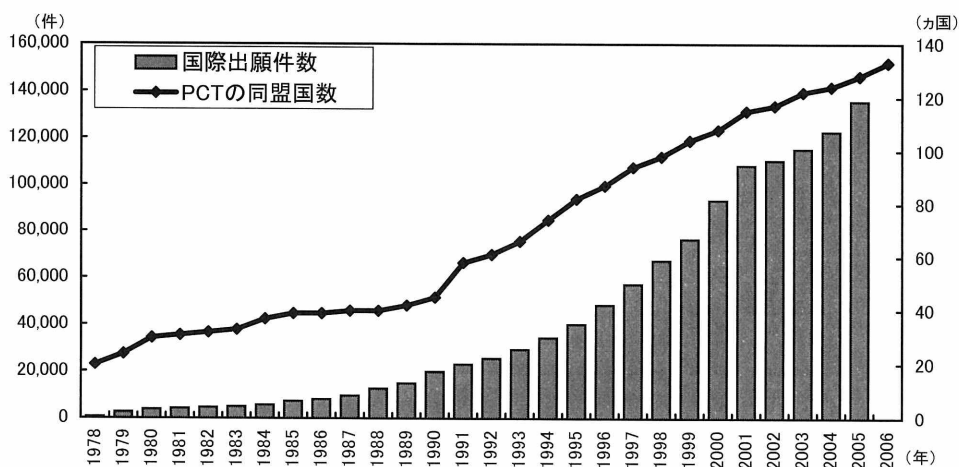
(出所) WIPO, *The International Patent System in 2005 PCT Yearly Review*, p.6.

国際調査機関や国際予備審査機関は¹²⁵⁾、主に先進諸国の特許庁が担っている。従って、特許権付与の決定は、各国特許庁（指定官庁）によって行われるとは言え、無審査主義を採用する途上国や審査体制の整備されていない途上国は、PCTへ正式に加盟することによって特許性を評価する基盤を与えられ、価値のない特許の付与や無駄な労力を回避できる¹²⁶⁾。無審査主義とは¹²⁷⁾、比較的簡単な方式的審査（出願のために必要な方式的要件についての審査）又は形式的審査（方式審査のほかに、明細書の記載要件、不特許理由等の形式的要件についての審査）のみを行って申請を認め、実体審査（新規性・進歩性・先願性等、調査・判断に時間を要する実体的な特許要件についての審査）を行わずに特許を付与し、特許の有効・無効については、特許付与後に紛争が生じた場合のみ裁判所で審議する方式である。審査主義の場合、特許への信頼度や特許権の安定度が高い一方、特許庁の審査に必要な人員と経費は多大であり、また特許出願を審査するために相当の日数を要する。そのため、発明の保護や公衆への技術公開の遅れが生じる恐れはある。無審査主義の場合、特許への信頼度や特許権の安定度は低い、審査に人員・経費・時間を必要とせず、発明の保護、公衆への技術公開が遅れる等の不利がないため、無審査主義を採るのは途上国の場合が多いのである。

この結果、図表4で明らかなように、TRIPS協定が成立した1994年以後、パリ同盟へ加入する途上国は飛躍的に伸び、PCT同盟国数の増加に拍車がかかった¹²⁸⁾。

図表9と図表10は、PCTルートによる国際出願件数と出願企業上位20社を示したものである。このように、PCTルートによる国際出願は年々増加傾向にあり、その出願に占めるのは、主に先進諸国を中心とした多国籍企業であることを確認できる。

図表9 1978年以降の国際出願件数と PCT 同盟国数の変化



(出所) WIPO, *PCT Statistical Indicators Report Annual Statistics 1978-2005*, (2006)p.3. と *WIPO, Contracting Parties of Treaties Administered by WIPO*, pp.25-26. (2006年10月13日現在)

(WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/pct.pdf>) より著者作成。

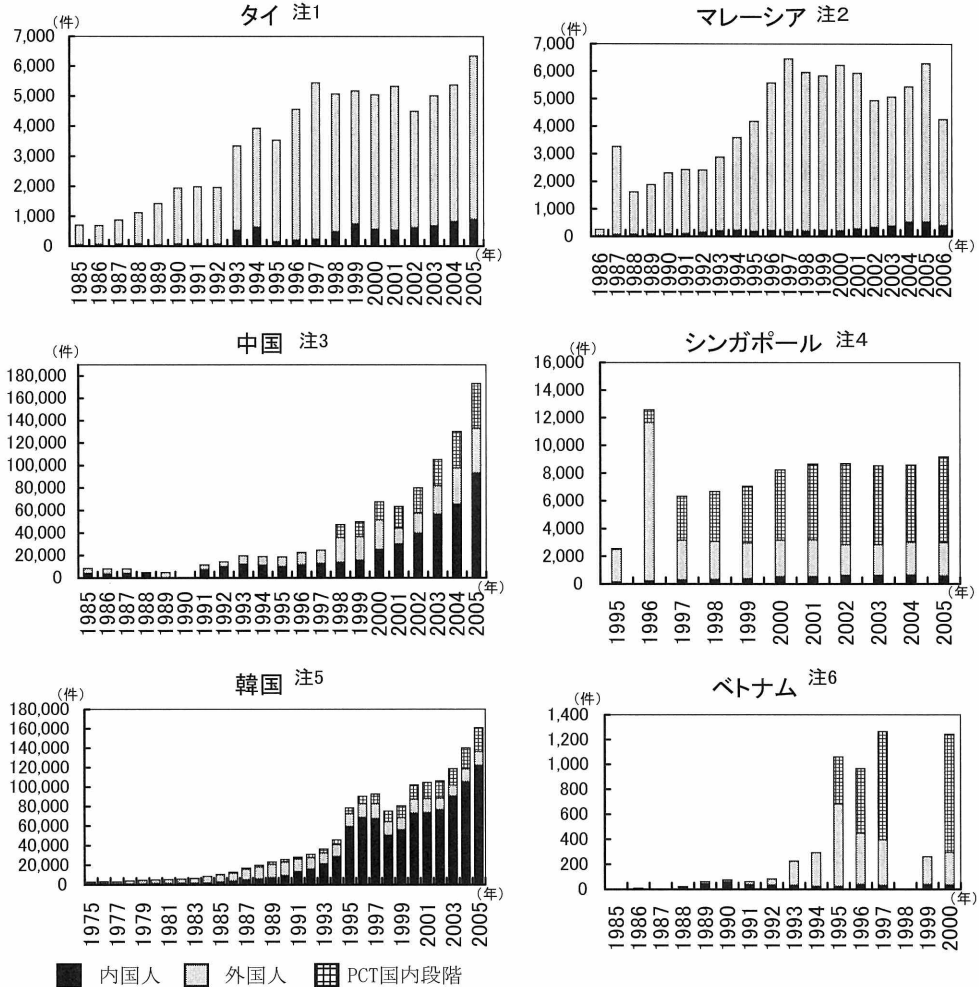
図表10 PCT 出願企業上位20社

順位	国名	出願者	合計
1	オランダ	KONINKLUKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	2492
2	日本	松下電器産業(株)	2022
3	ドイツ	SIEMENS AKTIENGESELLECHFT	1399
4	フィンランド	NOKIA CORPORATION	898
5	ドイツ	ROBERT BOSCH GMBH	843
6	アメリカ	INTEL CORPORATION	691
7	ドイツ	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	656
8	アメリカ	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	605
9	アメリカ	MOTOROLA, INC	580
10	ドイツ	DAIMLERCHRYSLER AG	572
11	アメリカ	EASTMAN KODAK COMPANY	531
12	アメリカ	HONEWELL INTERNATIONAL, INC	518
13	スウェーデン	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (publ)	511
14	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	483
15	ドイツ	BAYER	469
16	アメリカ	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	461
17	日本	ソニー(株)	449
18	日本	三菱電機(株)	438
19	アメリカ	E.I. DUPONT NEMOURS AND COMPANY	423
20	日本	トヨタ自動車(株)	399

(出所) WIPO, *The International Patent System in 2005 PCT Yearly Review*, p.4

ここで、一例として、外国人によるアジア諸国への特許出願を示す。一部のアジア諸国は植民地体制の崩壊後ではなく、むしろ1980年代以降にパリ条約へ加入した(図表11)。

図表11 主要アジア諸国における特許出願数

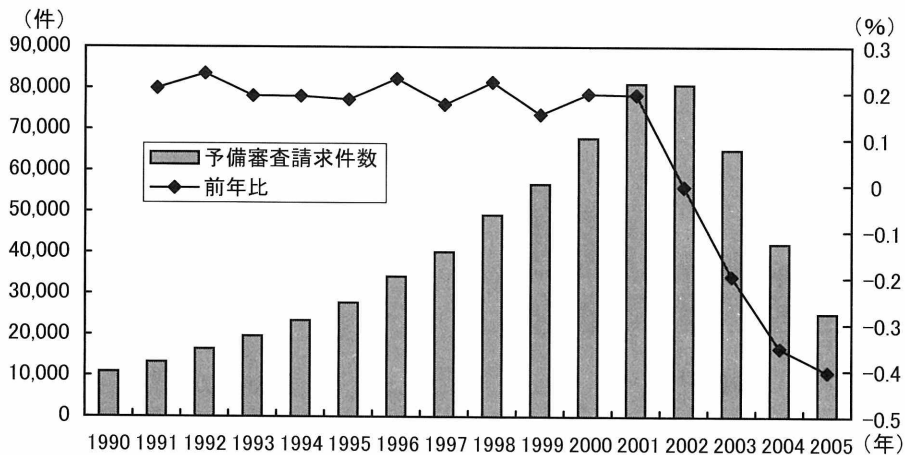


(注1)パリ条約, PCT: 未加盟。WTO:1995年1月1日加盟。(注2)パリ条約:1989年1月1日加盟。PCT:2006年8月16日加盟。WTO:1995年1月1日加盟。(注3)パリ条約:1985年3月19日加盟。PCT:1994年1月1日加盟。WTO:2001年12月11日加盟。(注4)パリ条約:1995年2月23日加盟。PCT:1995年2月23日加盟。WTO:1995年1月1日。(注5)パリ条約:1980年5月4日加盟。PCT:1984年8月10日加盟。WTO:1995年1月1日加盟。(注6)パリ条約1949年3月8日加盟, ただし1975年7月2日にストックホルム改正条約へ加入。PCT:1993年3月10日加盟。WTO:未加盟。(出所)ベトナム, タイ, 韓国, 中国に関してはWIPOウェブサイト, <http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/> (2007年4月1日閲覧) マレーシアは, マレーシア特許庁ウェブサイト, http://www.mipc.gov.my/index.php?option=com_content&task=view&id=3&Itemid=10 (2007年4月1日閲覧) シンガポールは, シンガポール特許庁ウェブサイト, <http://www.ipos.gov.sg/main/aboutus/factsnfigures/patentstats/patentsfiledinsg.html> <http://www.ipos.gov.sg/main/aboutus/factsnfigures/patentstats/patentsfiledbysg.html> (2007年2月現在)をベースに著者作成。ただし, WIPOのデータは, 各国特許庁からの報告に基づいており, 空白部分等は報告または該当する件数がなかったことを示す。

たとえば植民地支配を受けていないタイは、現在もパリ条約及びPCTの非同盟国であり、マレーシアは2006年からPCT同盟国になった。これらの国と比較すると明らかなように、PCT同盟国の場合、PCTへの加入後、直接出願やパリルートではなく、PCTルートによる外国人出願件数が増加している。

次に、国際予備審査請求件数の変化を図表12で確認する。既に図表2で示したように、従来、PCTでは予備審査請求を優先日から19ヶ月以内に請求しなければ、国際段階が20ヶ月で終わってしまったが、法改正により2002年4月1日から予備審査を行わなくても一律30ヶ月を確保できるようになった。2003年以降予備審査請求件数が減少している点を加味すれば、30ヶ月を得たいがために予備審査請求を行っていたことが明らかである。

図表12 国際予備審査請求件数と前年比



(出所) WIPO, *PCT Statistical Indicators Report Annual Statistics 1978-2005*, (2006)p.19. より著者作成。

このように先進国を中心とする多国籍企業は、優先権制度を活用することによって外国人出願が容易となり、外国市場でも排他的独占権を得ることになるのである。たとえば、グローバル・スタンダード関連技術の特許出願は自社へ有利な国際交渉をもたらすが、世界各国への特許出願に伴う多額の費用とリスクが生じる場合や、基礎研究の成果による発明など市場ニーズが不透明で製品化の予測が困難な場合、企業はPCTを積極的に活用している¹²⁹⁾、とされている。

以上の諸点から判断すると、植民地崩壊後、パリ条約が多国籍企業による技術支配の糸口となったのである。先進国支配の産物であるパリ同盟は、植民地支配崩壊後の途上国、延いては、WTO加盟国である残りの途上国へ及んでいった。これによって、途上国は政治的独立を達成したにもかかわらず、先進国による技術支配がパリ同盟という方法で存続しているのである。

Ⅳ おわりに

パリ条約は、特許に関する最初の国際条約である。パリ条約が成立するまでの歴史は、1871年にオーストリア政府が国際博覧会開催のために、各国へ出品を求めたことから始まる。

当時、特許保護は、特許擁護論と特許廃止論の立場から議論されており、特許法を持つ国と持たない国に分かれていた。すなわち、パリ条約が締結するまでの過程は、特許論争の最中であつたのである。特許廃止論は、自由貿易思想に支えられていた。一方、特許擁護論は公共政策論と私的財産論に基づいていた。国際博覧会開催国のウィーン（オーストリア）、イギリス、フランスは公共政策の立場から特許法を導入していたが、急速な技術進歩を遂げるアメリカは私的財産の立場から特許法を制定していたので、特許保護に関する見解は国ごとに異なっていた。そのため、オーストリア特許法では、特許製品を1年以内に国内で生産することを要請し、さもなければ特許取消も可能であった。そこで、アメリカは、たとえ特許を取得しても、十分な救済がされないと考え、博覧会への出品に躊躇したのであった。その結果、オーストリア政府は、出品する特許製品のための特別法を制定すると同時に、博覧会終了後、特許保護に関する国際会議の開催を決定したのである。

その後、パリ条約が誕生するまでの期間は、大不況によって特許論争とパリ条約の成立に深く関わっただけでなく、先進国と途上国に異なる途を歩ませることになった。

当時のイギリスでは、機械制大工業がさらに発展していた。これは、一部の欧米諸国へも波及した。それに伴って、欧米諸国の工業生産は全世界の大半を占め、その輸出先は周辺のヨーロッパ諸国に向けられていた。ところがウィーン国際会議が開催された同年の1873年から、欧米諸国は大不況に陥つたのである。ヨーロッパ諸国では、消費の低下や失業者の増加に見舞われた。アメリカでは株式投資ブームの反面、労働力不足にコストの上昇が加わり、利潤が低下した。その結果、鉄道会社は倒産し、銑鉄価格は下落し、失業者が増加した。

こうして、長期にわたる大不況を経験した欧米諸国では、関税の引き上げ、カルテルの結成、トラストや国内独占体の形成が生じるなど、保護主義の動きが高まりだしたのである。

そして、この大不況は、特許擁護論の勝利を意味していた。大不況をきっかけに保護主義が台頭したことと、特許擁護論者がウィーン国際会議で、自由貿易思想に基づく特許廃止論者に譲歩して強制実施権を提案したのである（ただし、強制実施権は、50年後のヘーグ改正条約まで実現しなかった）。この動きは、ドイツ、オランダ、スイス、日本で特許法が制定されることへ導いた。特許保護に関する国際会議は、1878年から引き続き行われて、パリ条約は1884年に発効したのである。

こうして、大不況による保護主義にもかかわらず、工業国では、多くの発明が生まれ、工業諸国間の輸出も増加し、国際競争は激化した。この結果、資本輸出が活発化し、資本の参加と海外支店の創設が行われたのである。すなわち、多国籍企業存立の本源的契機が与えられたの

である。

この時期において、特許権は、アメリカ系企業の海外事業展開にとって重要な手段の一つであった。しかし、販売拠点として位置づけられていたアメリカ系海外子会社は、本国からの輸出ではなく、現地生産を余儀なくされる場合もあったのである。その理由の一つが、特許の属地性である。進出先の特許法が現地生産を要請し、さもなければ、特許が取り消されることにさえなっていたのである。また、パリ条約にも実施の定義がないため、不実施の場合、特許の取消も可能であった。ところが、不実施の制裁規定は、1958年までの間、パリ条約改正会議毎に段階的に緩和され、事態は多国籍企業にとって有利な方向へ動き出していった。

ところが、途上国の状況は異なっていた。工業国は、大不況によって周辺のヨーロッパ諸国にだけ依存するのが不安になっていたため、新たな輸出市場、移住地、または投資市場を途上国に求めたのである。これは、政治的支配と結びつき、植民地的領有となって表れた。既に植民地支配を行っていたヨーロッパ諸国のアフリカ植民地争奪戦は激しくなり、アフリカ分割のためのベルリン会議が開催された。パリ条約が発効した同年、1884年のことである。パリ条約の植民地に対する適用は、既にパリ国際会議で提案されていたが、1911年のワシントン改正会議で導入され、リスボン改正条約まで継承された。現在は現代的表現に改められているが、その内容は、前述のベルリン会議の議定書における植民地の領有化と類似している。

このようにパリ同盟は、一部の工業国の加入と植民地への一方的な適用によって支えられていたが、第二次世界大戦終結後、次第に同盟国数は増加して行く。主な特徴として、1963年から1967年に1回目、1991年に2回目、1994年以降に3回目の増加を確認した。これらの増加に共通しているのは、植民地支配崩壊後、数多くの途上国が独立国として加わったことによるもので、経済的發展と連動していないことである。1回目は、アフリカ大陸で多くの独立国が誕生したことによるものであったし、2回目は、ソ連崩壊に起因していた。その結果、旧植民地における特許出願件数の大半を外国人（先進国または旧宗主国）が占めることになった。

さらに、3回目の増加はウルグアイ・ラウンド交渉と関連して、多くの途上国が加入した。

特許に関する国際条約の議論は、パリ条約や特許調和条約草案のようにWIPOの下で行われていた。しかし、技術水準が高いにもかかわらず、産業競争力を失っていたアメリカは、その打開策としてプロパテント政策を押し進めるために、途上国の意見が反映されやすいWIPOではなく、紛争処理解決の可能なGATTで知的財産権を議題にしたのである。その後、特許調和条約は凍結し、知的財産権の保護基準が従来モノの分野しか扱っていなかったGATTで、TRIPS協定として成立するに至った。WTOへの合意が一括受諾方式であったため、途上国は、植民地支配崩壊後も継続する一次産品依存を背景に、合意せざるを得ない状況にあったのである。この結果、TRIPS協定において、独立後パリ条約に加入していなかった途上国にさえ、パリ条約の実体規定を遵守する新たな義務が課せられた。すなわち、パリ条約の非同盟国であるWTO加盟国は、パリ条約へ加入したのも言わば同然となったのである。そこで、途上国は、パリ条

約の加入が前提である PCT 同盟国としての利益を期待するため、パリ同盟国数が飛躍的に増大した。その結果、PCT の加入に拍車がかかった。

こうして先進国支配の産物であるパリ同盟の拡大は、植民地支配による一方的な適用はもちろんのこと、政治的独立後の加入にまで及び、さらには WTO 体制の誕生によって、独立後もパリ条約の加入を望まなかった残りの途上国にさえ至ったのである。そして、外国人出願はさらに容易なものとなり、今日においてもなお、特許出願件数の大半は、先進国を中心とする多国籍企業である。特に PCT 同盟の拡大によって、優先権制度を伴う外国人出願が増加した。

従って、植民地支配崩壊後、パリ条約が多国籍企業による技術支配の糸口となったのである。これによって、途上国は政治的独立を達成したにもかかわらず、先進国による技術支配がパリ同盟という方法で温存しているのである。

なお、TRIPS 協定によって、輸入品は特許の実施として扱われることになったが、本稿では詳述しなかった。しかしながら、特許の実施問題は、外国人出願が大半を占める途上国にとって重要であり、TRIPS 協定以後における多国籍企業の国際事業展開との関係においても検討を行うべきである。それと同時に、特許制度が途上国にもたらす影響をさらに詳しく追究すべきであると思うので、今後の課題とする。

(Endnotes)

- 1) 所有権とは民法上、物を自由に使用、収益及び処分できる物件である（民法第206条、第207条）。物とは民法第85条で有体物を言う。「知的所有権」という用語は無体物を対象に総称して法令・条約等で長く使用されていた。また「工業所有権」とは主に特許権、実用新案権、意匠及び商標権を指すが、これらの中には農業・工業・商業等についても用いられているので必ずしも工業のみに使用されない。そこで2002年7月3日に策定された知的財産戦略大綱において、所有権が法的に物を対象にしていることから「知的所有権」を「知的財産」または「知的財産権」と改めると同時に、「工業所有権」も「産業財産権」と改められることになった。よって本稿では、条約等を引用する場合はそれに従うが、可能な限り知的財産又は知的財産権を使用する。なお、「知的財産」と「知的財産権」の違いであるが、知的財産基本法（平成14年法律第122号）によると、「知的財産」とは発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造物活動により生み出されるもの（発見又は発明がされた自然法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を言い（第2条）、「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に関わる権利を言う（第2条(2)）とされている。また TRIPS 協定の、「知的財産」では、著作権及び関連する権利、商標、表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護の対象となる全ての種類の知的財産を指す。一方、1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的財産機関を設立する条約で「知的財産権」とは、文芸、美術及び学術の著作物、実演家の実演、レコード及び放送、人間の活動のすべて分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示不正競争に対する保護に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利を言う（第2条viii）と規定されている。このように「知的財産」とは、法律上の保護の対象物を指し、「知的財産権」とは、法律上権利化されている知的財産を指すと解する。
- 2) 6条では、商標に関して定められている。

- 3) 条約の管理に関する規定を管理規定と言う一方、各国の知的財産権の保護あるいは国内法の規整を定めている部分を実体規定と言う。
- 4) 同盟国とはパリ条約の締約国を指す。
- 5) 国民とは自然人と法人を指す。自然人については、当該国の国籍を有する者であり、法人の国籍については当該国の法人の設立準拠法が基準または本社の所在地が属する国によって決められると考えられている。しかしながら、「同盟に属しない国の国民であって、いずれかの同盟国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有するものは、同盟国の国民とみなす」(3条)とされており、いわゆる準同盟国民も同盟国民と同じように同盟国の産業の発展に寄与するという理由から、同盟国民と同様に内国民待遇を受けることになるのである。なお、現実かつ真正の営業所とは、パリ条約の適用を受けるための単なる名目上の営業所は含まれないとされている。
- 6) World Intellectual Property (WIPO), *Introduction to Intellectual Property Theory and Practice*, Kluwer Law International Ltd.,1997, p.361.
- 7) *Ibid*, p.361.
- 8) 後藤晴男『パリ条約講話』発明協会, 2002年 第12版, 134ページ。優先権は常に出願日の遡及を伴わない。先後願, 新規性, 進歩性等出願の判断については遡及されるが, 法律改正については, 遡及の例外となる。第一国出願時にまだ法律が改正されず, 第二国の出願時に法律が改正され施行されている場合, 適用されるのは新法である。(詳細については後藤晴男, 同書, 134, 141~144ページと吉藤幸朔『特許法概説』熊谷健一補訂, 有斐閣, 1998年, 第13版, 735~736ページを参照されたい。)
- 9) 吉藤幸朔, 同書, 742ページ。
- 10) ベルヌ条約とは, 文学及び美術物の保護に関する条約である。
- 11) 1974年に国際連合の専門機関となる。
- 12) 後藤晴男, 前掲書, 499~507ページ。
- 13) 吉藤幸朔, 前掲書, 38~39ページ。
- 14) 同書, 38~39ページ。
- 15) WIPO, *op.cit.*, p.395.
- 16) *Ibid*, p.395.
- 17) *Ibid*, pp.395-396.
- 18) 受理官庁とは, 締約国の国民及び居住者が出願者として国際出願を行うことができる当局を指す。通常, 出願者の国の国内特許庁又は出願者の国のために行動する広域特許庁に出願する。または, PCTに基づく受理官庁の資格がある国際事務局へ直接に出願することもできる。(WIPO, 『PCTの出願人の手引き 第I巻-国際段階』5~9ページ, <http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvoll/pdf/gdvoll.pdf>)
- 19) 国際調査機関では, ①発明の単一性のチェック(規則13,40), ②発明の名称のチェック(規則37), 要約のチェック(規則38), ③請求された発明の調査(第15条(3), 規則33.3), ④明らかな誤りが国際出願の願書以外の部分又は国際調査機関に提出された書類にある場合, その誤りの訂正の許可(規則91.1(e)) ⑤国際調査報告(ISR)の作成(規則42, 43)及び/又は国際調査報告を作成しない旨の宣言(第17条(2)) ⑥2004年1月1日以降に出願された国際出願については, ISAの見解書(規則43.2):つまり請求された発明の新規性, 進歩性(非自明性)及び産業上の利用性についての最初の非拘束的な見解を行う任務が課せられている。
- 20) 予備審査機関では, ①新規性(非予見性)(第33条(2), 規則64), 進歩性(非自明性)(第33条(3), 規則65), 産業上の利用可能性(第33条(4))についての予備的かつ非拘束的な見解を提供, ②「関連ある先行技術」(規則64, 規則33), ③ISAにて調査された請求の範囲のみがIPEAにおいて審査(規則66.1(e), 66.2(a)(vi)), ④発明の単一性の欠如の発見(規則68)を行う。なお, ISAとIPEAによる報告書の主な違いは, 次のとおりである。ISAが作成する国際調査見解書は, 国際予備審査を請求しない場合, 国際事務局によって「特許性に関する国際予備報告(IPRP)」に作り変えられる。国際予備審査を請求するときもIPRPと併称された国際予備審査報告(IPER)が作成されるが, この場合, IPRPの作成前に審査官との対話や補正が可能である。(弁理士会『Seminar on the Patent Cooperation Treaty PCT制度に関するトピック』2005年7月26~28日, 31, 50, 73~74ページ。特許庁国際出願課『特許協力条約(PCT)規則改正に関する説明会』)
- 21) 日本の国民又は居住者の場合, 日本語又は英語。詳細については脚注125を参照。
- 22) WIPO, *op.cit.*, p.396. 弁理士会, 前掲書, 10ページ。

- 23) PCT 出願は、パリ条約の優先権主張を伴って行われることが多い。
- 24) 弁理士会、前掲書、3ページ。
- 25) 工業所有権審議会国際部『工業所有権審議会国際部報告書(案) ～21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて～』1999年3月、8～9ページ。
- 26) アメリカのプロパテント政策の経緯については、工業所有権審議会国際部『工業所有権審議会国際報告書-21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて-』2000年3月26日。特許庁「産業競争力と知的財産を考える研究会報告書」『特許行政年次報告書』2002年版、附属資料。特許庁ウェブサイト、『知的財産に関する研究・研修のあり方を考える懇談会報告書』1997年6月 (<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/haikai.htm>) を参考にした。
- 27) 橋本良郎『特許関係条約』発明協会、2002年、第3版、22ページ。
- 28) 1970年末からプロパテント政策への兆しを見せていたアメリカは、1978年に GATT の東京ラウンドで商標権を侵害する不正商品の取締りの強化を図るべき提案を提出していたが、検討期間が十分でなかったことなどから合意に至らなかった。(筑紫勝磨『ウルグアイ・ダウンド GATT から WTO へ』日本関税協会、1995年、125ページ。後藤晴男、前掲書、583ページ。)
- 29) 特許庁「世界貿易機関 (WTO) TRIPS 交渉の経緯」『工業所有権国際部報告書』参考資料4、1999年4月、1ページ、(<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/6kokusai/6san4.pdf>)。
- 30) ウルグアイ・ラウンドにおける交渉経緯については、筑紫勝磨、前掲書、15～51、123～129ページ。後藤晴男、前掲書、581～587ページを参考にした。
- 31) 特許調和条約、特許法条約及び実体特許法条約の成立経緯については、特許庁ウェブサイト、<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/toku0104.htm> (1999年12月21日) http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm (2000年6月29日)『日本経済新聞』、1989年4月4日朝刊、1989年9月23日朝刊、1989年11月20日朝刊、1990年6月25日朝刊、1990年6月25日朝刊、1991年1月12日朝刊、1991年3月29日朝刊、1991年4月29日朝刊、1991年6月3日朝刊、1991年6月22日朝刊、1991年6月23日朝刊、1991年9月21日朝刊、1991年9月28日朝刊、1992年3月28日朝刊、1992年7月10日朝刊、1992年7月24日朝刊、1992年9月2日夕刊、1992年9月14日朝刊、1992年9月23日朝刊、1992年10月23日夕刊、1993年4月7日朝刊、1993年9月28日朝刊、1993年10月11日朝刊、1994年3月7日朝刊、1994年7月25日朝刊、1994年9月26日夕刊、1999年7月3日朝刊、2000年5月10日夕刊、2000年5月30日夕刊、2000年6月2日朝刊、2000年8月30日夕刊、2003年5月12日朝刊。『日経産業新聞』1993年2月27日、1993年9月18日、1993年9月20日、1993年10月23日、1994年2月19日、1994年6月7日、1994年8月30日、1994年9月30日を参考にした。
- 32) 先発明主義は、かつてカナダとフィリピンも採用していたが、それぞれ1989年と1998年に先願主義へ移行したため、現在はアメリカのみ採用している。しかし2006年9月、日米欧を含む先進4ヵ国は、特許の認定基準を統一する新条約の作成を大筋合意し、アメリカは先発明主義を放棄する旨を示した。(特許庁『産業財産権をめぐる国際情勢について』の参考資料7-3、2005年8月、http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/17_jitsumusya_txt/17_2/pdf)。『日本経済新聞』2006年9月26日朝刊。)
- 33) 6条項は、TRIPS 協定として、それぞれ①27条、②28条、③29条、④31・32条、⑤33条、⑥34条に規定された。
- 34) これは民主党・クリントン政権の支持基盤が、特許出願に迅速に対応しにくい個人発明家や中小企業を支持基盤としていたため、先発明主義を重視したとされている。(『日本経済新聞』1991年3月29日、1993年4月7日、1993年10月11日。『日経産業新聞』1994年2月19日、1994年9月30日。)
- 35) 欧米諸国では、国内出願よりも外国出願が上回るあるいは同数である一方、日本人による国内出願は外国出願をはるかに上回っている。日本は、国内出願件数の増加に伴い審査官数の不足から審査請求から登録までの審査処理期間が長すぎると、日米包括経済協議の一環として設置された知的所有権作業部会を通じて批判を受けていた。そこで日本は、特許付与までの期間を短縮するため、平成6年の法改正により特許付与前異議申立制度から特許付与後申立制度に移行した。これにより、異議申立と無効審判の双方が特許付与後に権利が有効性を判断する手続きとして併存するので、異議申立制度が担っていた機能を無効審判制度に包摂させ、異議申立制度を無効審判制度に吸収統合することとした。審査請求期間も平成13年10月1日より、これまでの7年以内から3年以内に変更された(特許法第48条の3)。さらに、審査期間の短縮を目的とした審査業務の一部アウトソーシング化、審査官の増員、審査補助員制度の拡充などに伴って平成15年の法改正により平成16年4月1日から出願手数料を21,000円から16,000円に引き下げ、審査請求手数料を「84,300円+2,700円×請求項」から「168,600円+4,000円×請求項」に引き上げた。(特許庁『平成15年法改正(平成15年法律第47号)』1～5ページ、7～13ページ、49～58ページ、(<http://www.jpo>

- go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h15_kaisei/jyosyou.pdf,http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h15_kaisei/lyosyou.pdf,http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h15_kaisei/5yosyou.pdf。)特許庁ウェブサイト, http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/1308-045.htm (2001年8月20日)。『日本経済新聞』1991年6月23日朝刊, 1992年10月23日夕刊, 1994年7月25日朝刊, 2003年2月19日朝刊。『日本産業新聞』1994年8月17日, 1994年8月30日, 1994年9月30日。)
- 36) 吉藤幸朔, 前掲書, 46ページ。
 - 37) WIPO, *Contracting Parties of Treaties Administered by WIPO*, (2007年1月15日現在) p.39.(WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/plt.pdf>).
 - 38) WIPO,op.cit.,p.360.
 - 39) 特許論争と国際会議に関しては, フリッツ・マッハルプ著 土井輝生訳『特許制度の経済学』日本経済新聞社, 1975年, 23~27ページ。小島庸和「パリ条約の背景」『特許管理』, 37巻4号, 1987年, 421~427ページ。後藤晴男, 前掲書, 11~19ページを参考にした。
 - 40) ミシェル・ボー著, 筆宝康之, 勝俣誠訳『資本主義の世界史』藤原書店, 1997年, 147~148ページ。
 - 41) 同上訳書, 166ページ。入江節次郎, 『帝国主義の解明』新評論, 1979年, 89ページ。
 - 42) 同書, 93ページ。
 - 43) 木元富夫「ドイツ-産業帝国の興隆」『国際経済史-欧米とアジア』浅羽良昌編著 ミネルヴァ書房, 1996年, 99ページ。
 - 44) 同書, 98ページ。
 - 45) 入江節次郎, 前掲書, 92~93ページ。
 - 46) ミシェル・ボー, 前掲訳書, 201ページ。
 - 47) 同上訳書, 201ページ。
 - 48) 同上訳書, 201ページ。
 - 49) 木元富夫, 前掲書, 98ページ。
 - 50) 同書, 89ページ。
 - 51) 同書, 89ページ。
 - 52) 同書, 90ページ。
 - 53) A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード著, 岡村邦輔, 岩城剛, 飯沼博一, 長谷川幸生訳『国際経済の成長1820~1960』文真堂, 1977年, 62~63ページ。
 - 54) ミシェル・ボー, 前掲訳書, 200~207ページ。木元富夫, 前掲書, 99ページ。同上訳書, 63~64ページ。
 - 55) 同上訳書, 200~207ページ。1882年にはスタンダード石油トラストが, 約40社の持株集団として形成されている
 - 56) マイラ・ウィルキンズ著, 江夏健一, 米倉昭夫訳『多国籍企業の史的展開』, ミネルヴァ書房, 1973年, 79ページ。
 - 57) ミシェル・ボー, 前掲訳書, 208ページ。入江節次郎, 前掲書, 93ページ。
 - 58) A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード, 前掲訳書, 62~65ページ。E.J, ホブズボーム著, 浜林正夫, 神武庸四郎, 和田一夫訳『産業と帝国』未来社, 1984年, 158, 277ページ。
 - 59) スイスは1887年に制定した。オランダは再び1912年に制定した。
 - 60) 日本の特許法制定と不平等条約の改正に関しては, 吉藤幸朔, 前掲書, 24~28ページ。丸山亮「日本の特許制度概史(3)」『特許研究』25号, 1998年, 20~26ページを参考にした。
 - 61) 日本の最初の特許法は, 1874年に公布された専売略規則である。しかし, 新規法度の旧制度に慣らされすぎていた日本では, これと全く相反する特許制度を理解し利用することができなかったことと, 運用上の問題点が生じていたことによって, 翌年に施行が中止された。(吉藤幸朔, 同書, 24ページ。)
 - 62) ミシェル・ボー, 前掲訳書, 225~226ページ。
 - 63) 入江節次郎, 前掲書, 93ページ。
 - 64) 同書, 96ページ。
 - 65) 木元富夫, 前掲書, 100ページ。
 - 66) A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード, 前掲訳書, 67ページ。
 - 67) 同書, 67ページ。
 - 68) 入江節次郎, 前掲書, 96ページ。
 - 69) 輸出額の変化については, アンガンス・マディソン著, 金森久雄監訳『世界経済の成長史1820~1992年』

東洋経済新報社, 2001年, 342ページを参考にした。

- 70) 同上訳書, 342ページ。
- 71) ミシェル・ボー, 前掲訳書, 233ページ。
- 72) 入江節次郎, 前掲書, 202ページ。
- 73) マイラ・ウィルキンズ, 前掲訳書, 97ページ。
- 74) ベルとエジソンの電話会社と特許に関しては, 同上訳書, 60~63ページを参考にした。
- 75) ウェスティングハウス・エレクトリック社と特許に関しては, 同上訳書, 74~75ページを参考にした。
- 76) 同上訳書, 86ページ。A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード, 前掲訳書, 68ページ。
- 77) マイラ・ウィルキンズ, 同上訳書, 67~69ページ, 76ページ, 181ページ。
- 78) 同上訳書, 67~69ページ。
- 79) 小島庸和, 前掲書, 424ページ。
- 80) 特許の実施義務及びその緩和に関しては, 後藤晴男, 前掲書, 3~27ページ, 246~255ページを参考にした。特許庁『特許制度70年史』発明協会, 1955年, 115~123ページ。
- 81) マイラ・ウィルキンズ, 前掲訳書, 129~130ページ。The American Presidency Project ウェブサイト, <http://www.presidency.ucsb.edu/index.php> (2007年4月10日閲覧) タフト政権は, 外国人特許を現地で実施することを要求する他のヨーロッパ諸国とも同様の協定を結ぶ交渉を行った。
- 82) 木元富夫, 前掲書, 106~107ページ。
- 83) 同書, 106~107ページ。A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード, 前掲訳書, 58ページ。
- 84) 同書, 106~107ページ。
- 85) 入江節次郎, 前掲書, 105~106ページ。
- 86) 岩城剛『アフリカの自立化と経済』国際問題新書51, 日本国際問題研究所, 1982年, 24ページ。
- 87) 後藤晴男, 前掲書, 6ページ。
- 88) 同書, 545~550ページを参考にした。
- 89) 非本土地域への適用の宣言又は通告は, いつでも撤回できる(24条(2))。また, この24条の規定は, PCTでも準用されたが, 植民地制度の承認の根拠として利用される恐れがあるとして, 他締約国が承認しまたは黙示的に容認する意味ではないことも定められた。(後藤晴男, 同書545~550ページ。)
- 90) 第一次世界大戦から GATT 発足までの経緯に関しては, ミシェル・ボー, 前掲訳書, 247~311ページ。A.G. ケンウッド, A.L. ロッキード, 前掲訳書, 155~179, 248~260ページを参考にした。
- 91) カメルーン連邦共和国, 中央アフリカ共和国, コンゴ共和国, コートジボワール共和国, ダオメー共和国(現在のチャド), オートボルタ共和国(現在のブルキナファソ), ガボン共和国, モーリタニア共和国, セネガル共和国, チャド共和国, マダガスカル共和国, ニジェール共和国。1976年にマダガスカルは脱退。
- 92) アフリカ・マダガスカル工業所有権庁については, 吉藤幸朔, 前掲書, 35ページ。WIPO, op.cit., p.508-509. 発明協会ウェブサイト, <http://www.singai.jiii.or.jp/miniguide/pdf2/OA.pdf>, (1997年12月22日)。OAPI ウェブサイト, <http://www.oapi.wipo.net/en/OAPI/historique.htm> (2007年4月10日閲覧) を参考にした。
- 93) ベナン, ブルキナ・ファソ, カメルーン, 中央アフリカ, チャド, コンゴ, トーゴ, ギニア, コートジボワール, マリ, モーリタニア, ニジェール, セネガル及びガボン。
- 94) WIPO, op.cit., pp.506-508. 発明協会ウェブサイト, <http://www.singai.jiii.or.jp/miniguide/pdf2/aripo.pdf>, (1999年11月1日) ARIPO ウェブサイト, <http://www.aripo.wipo.net/background.html> (2007年4月10日閲覧) 橋本良郎, 前掲書, 227-228ページ。
- 95) Ibid, pp.506-508. 同ウェブサイト。現在は, ボツワナ, ガンビア, ガーナ, ケニア, レソト, マウイ, モザンビーク, シエラレオネ, ソマリア, スーダン, スワジランド, タンザニア, ウガンダ, ザンビア, ジンバブエが加盟。
- 96) 吉藤幸朔, 前掲書, 35ページ。
- 97) 1969年(つまり独立後)においても, フランス系多国籍企業が途上国(とくにアフリカ)に海外子会社を置く割合は, 旧宗主国の中でも高い。(ミシェル・ボー, 前掲訳書, 323ページ。)
- 98) アルメニア, ベラルーシ, グルジア, カザフスタン, キルギスタン, モルドヴァ共和国, トルクメニスタン, ウクライナ, ウズベキスタン, タジキスタン。
- 99) ユーラシア特許機構については, WIPO, op.cit., pp.510-511. 発明協会ウェブサイト, <http://www.singai.jiii.or.jp/miniguide/pdf2/EURASIAN.pdf>, (2005年10月1日) を参考にした。

- 100) 特許登録後、特許料を納付する際に保護の必要な加盟国を選択することになっている。
(発明協会ウェブサイト, <http://www.singai.jiii.or.jp/miniguide/pdf2/EURASIAN.pdf>, (2005年10月1日)。
- 101) アルメニア, アゼルバイジャン, ベラルーシ, カザフスタン, キルギスタン, モルドヴァ共和国, ロシア連邦, タジキスタン, トルクメニスタン。
ロシア連邦は1965年に, アゼルバイジャンは1995年にパリ同盟へ加入。
- 102) Eurasian Patent Organization, *Annual Report 2004*, Moscow 2005, pp.19-20.
特許が登録された国は, アメリカ (25%), ドイツ (10%), フランス (9%), ロシア (8%), オランダ (6%), イギリス (5%) の順となる。
- 103) WTO ウェブサイト, http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org6_e.htm
- 104) 尾島明『逐条解説 TRIPS 協定 - WTO 知的財産権協定のコメントール -』日本機械輸出組合, 1999年, 22~23ページ。筑紫勝麿, 前掲書, 130ページ。後藤晴男, 前掲書, 623ページ。
- 105) 後藤晴男, 同書, 623ページ。
- 106) 同書, 623ページ。WIPO, op.cit., pp.477-478.
- 107) 同書, 624ページ。2カ国以上の同盟国間の紛争で交渉によって解決されないものは, 紛争当時国が他の解決方法で合意する場合を除き, 国際司法裁判所に付託することがパリ条約28条で規定されている。しかしながら, 国際司法裁判所の決定に強制力はなく, 紛争処理手続きは利用されない。
- 108) 途上国は, 医薬品等の物質特許について2005年まで経過措置が認められている。
- 109) 後発途上国は, 2001年の「TRIPS と公衆衛生に関するドーハ宣言」によって医薬品等の物質特許について2016年まで経過措置が認められている。
- 110) Commission on Intellectual Property Rights(知的所有権委員会), *Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy*, 2002,p.3
24件の内, 1件がブラジルからアメリカに対して, 16件は先進国間同士で, 7件は先進国から途上国に対するものであった。
- 111) 尾島明, 前掲書, 32~33ページ。筑紫勝麿, 前掲書, 130ページ。
- 112) 尾島明, 同書, 38~39ページ。アメリカは, プロパテント政策の一環として二国間交渉を行っていたし, EC も, 例えば, 欧州特許条約や地理的表示の保護に関する二国間合意のように多くの国と二国間または複数国間で協定を結んでいたもので, 最恵国待遇に消極的であった。しかしスペシャル301条や関税法337条に基づく一方的措置を受けていた日本は, この規定を盛り込むことを強力に主張したとされている。(尾島明, 同書, 38~39ページ)
- 113) 同書, 38~39ページ。
- 114) 岩城剛「植民地型二重経済における経済発展 一序説一」『地域分析』, 第9巻1号(1971年3月), 2ページ。
- 115) 同書, 2ページ。
- 116) Ingco, M.D., and John D, Nash, What's at Stake? Developing-Country Interests in the Doha Developing Round, chap.1, *Agriculture and the WTO*, edited by Ingco, M.D., and John D, Nash, co publication of the World Bank and Oxford University Press, 2004, p.10.
- 117) WTO の報告によると, 先進国と途上国の GDP に占める補助金比率は, それぞれ平均1.5%と0.6% (1998年~2000年) である。(WTO, *World Trade Report -Exploring the Links between Subsidies, Trade and the WTO-*, (2006), p.113,118.)
- 118) Ingco, M.D., and John D, Nash, op.cit., p.10.
- 119) 筑紫勝麿, 前掲書, 143ページ。
- 120) 農業問題はもちろんのこと, 労働集約的な繊維・衣類による市場アクセスの改善も途上国にとって重要な交渉であった。
- 121) 後藤晴男, 前掲書, 624~625ページ。
- 122) 同書, 624ページ。
- 123) 同書, 626ページ。各同盟国は, 予算に対する自国の分担額の決定上, I~VIIの等級に属するものとし, 各等級で定められている単位数に基づいて年次分担金を支払う (16条 (4)(a))。
- 124) 特許協力条約に基づく規則19.1(b)。バルバドス, セントルシア, スリランカの特許庁と OAPI は, 受理官庁としての任務を国際事務局に委任している (2005年4月1日)。(WIPO『PCT出願人の手引き - 第1巻 - 付属書』(2006年1月10日)。
- 125) 国際調査機関並びに国際予備審査機関は, オーストラリア, オーストリア, カナダ, 中国, 日本, フィン

ランド、韓国、ロシア、スペイン、スウェーデン、アメリカ各国の特許庁と欧州特許庁である。これらのうち、どの調査機関が国際調査を行うかについては、国内官庁又は広域官庁が受理官庁として行動する場合、この受理官庁が、WIPOの国際事務局と各国国際調査機関との取り決め内容の範囲で受理した国際出願のサーチを管轄する一ヶ所以上の国際調査機関を特定し通知する。国際事務局が受理官庁として行動する場合には、その国際出願が国際事務局ではなく、本来管轄の国内官庁又は広域官庁に出願されたと仮定した場合に管轄となる機関が管轄国際調査機関となる。複数の機関が該当する場合には、出願者は、それらの中から1つを選択する。すなわち日本の国民又は居住者の場合、日本語出願では日本特許庁、英語出願では（出願者の選択によって）日本特許庁又は欧州特許庁が管轄の国際調査機関となる。国際予備審査においても、受理官庁により管轄国際予備審査機関が特定されており、複数特定されている場合は出願者が選択する。ただし、その管轄国際予備審査機関で認められている言語と特定の国際調査機関で国際調査された国際出願のみを対象とする国際予備審査機関がある。日本の受理官庁では、国際調査を日本特許庁が行う（又は行った）場合に限り、国際予備審査機関として行動できる。（詳細については、弁理士会『Seminar on the Patent Cooperation Treaty PCT 制度に関するトピック』2005年7月26～28日、14～17、28～30ページ。WIPO, http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.htm, (2007年4月9日閲覧)とWIPO, 『PCT 出願人の手引き』2006年4月1日 (<http://www.wipo.int/pct/guide/ja/index.pdf>を参照されたい。)

126) WIPO, op.cit., pp.404-405.

127) 無審査主義と審査主義に関しては、吉藤、前掲書、395～397ページを参考にした。

128) PCTの同盟国数は、2006年現在133カ国。

129) 弁理士会、前掲書、4ページ。

【参考文献】

1. 岩城剛「植民地型二重経済における経済発展 一序説 -」『地域分析』第9巻1号(1971年3月), 1～6ページ。
2. 岩城剛『アフリカの自立化と経済』国際問題新書51, 日本国際問題研究所, 1982年。
3. 入江節次郎『帝国主義の解明』新評論, 1979年。
4. 尾島明『逐条解説 TRIPS 協定 - WTO 知的財産権協定のコメントール -』日本機械輸出組合, 1999年。
5. 木元富夫「ドイツ - 産業帝国の興隆」『国際経済史 - 欧米とアジア』浅羽良昌編著 ミネルヴァ書房, 1996年。
6. 工業所有権審議会国際部『工業所有権審議会国際部報告書 ～21世紀の工業所有権制度の国際調和に向けて～』1999年3月。
7. 小島庸和「パリ条約の背景」『特許管理』37巻4号, 1987年, 421～427ページ。
8. 後藤晴男『パリ条約講話』発明協会, 2002年 第12版。
9. 筑紫勝磨『ウルグアイ・ダウンド GATT から WTO へ』日本関税協会, 1995年。
10. 特許庁「産業競争力と知的財産を考える研究会報告書」『特許行政年次報告書』2002年版, 付属資料。
11. 特許庁『産業財産権をめぐる国際情勢について』の参考資料7-3, 2005年8月 (http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/17_jitsumusya_txt/17_2/pdf)。
12. 特許庁「世界貿易機関 (WTO) TRIPS 交渉の経緯」『工業所有権国際部報告書』参考資料4, 1999年4月, 1ページ, (<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/pdf/6kokusai/6san4.pdf>)。
13. 特許庁『知的財産に関する研究・研修のあり方を考える懇談会報告書』1997年6月, (<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shingikai/chousa/haikai.htm>)。
14. 特許庁『特許制度70年史』発明協会, 1955年。
15. 特許庁『平成15年法改正 (平成15年法律第47号)』。
16. 特許庁国際出願課『特許協力条約 (PCT) 規則改正に関する説明会』。
17. 橋本良郎『特許関係条約』発明協会, 2002年, 第3版。
18. 弁理士会『Seminar on the Patent Cooperation Treaty PCT 制度に関するトピック』2005年7月26～28日。
19. 丸山亮「日本の特許制度概史 (3)」『特許研究』25号, 1998年, 20～26ページ。
20. 吉藤幸朔, 『特許法概説』熊谷健一補訂, 有斐閣, 1998年, 第13版。
21. WIPO, 『PCT の出願人の手引き 第 I 巻 - 国際段階 -』 (<http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvoll/pdf/gdvoll.pdf>)
22. Beaud, M., *Histoire du Capitalisme : de 1500 a nos jours.* (ミシェル・ボー著, 筆宝康之, 勝俣誠訳『資本主義の世界史』藤原書店, 1996年。)

23. Commission on Intellectual Property Rights, *Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy*, 2002.
24. Eurasian Patent Organization, *Annual Report 2004*, Moscow 2005.
25. Hobsbawm, E.J., *Industry and Empire*, Weidenfeld and Nicolson, 1968. (ホブズボーム, E.J. 著, 浜林正夫, 神武庸四郎, 和田一夫訳『産業と帝国』未来社, 1984年。)
26. Ingco, M.D., and John D. Nash, What's at Stake? Developing-Country Interests in the Doha Developing Round, chap.1, *Agriculture and the WTO*, edited by Ingco, M.D., and John D. Nash, co publication of the World Bank and Oxford University Press, 2004, pp.1-22.
27. Kenwood, A.G and Lougheed, A.L., *The growth of the international economy : 1820-1960*, Allen and Unwin, 1971.(岡村邦輔, 岩城剛, 飯沼博一, 長谷川幸生訳『国際経済の成長 1820~1960』文眞堂, 1977年。)
28. Machlup, F., *An Economic Review of the Patent System*, United States Government Printing Office Washington, 1958.(土井輝生訳『特許制度の経済学』日本経済新聞社, 1975年)。
29. Maddison, A., *Monitoring the World Economy 1820-1992*, OECD, 1995(アンガンス・マディソン著, 金森久雄監訳『世界経済の成長史1820~1992年』東洋経済新報社, 2001年)。
30. Wilkins, M., *The Emergence of Multinational Enterprise: American business abroad from the colonial era to 1914*, Harvard University Press, (マイラ・ウィルキンズ著, 江夏健一, 米倉昭夫訳『多国籍企業の史的展開』ミネルヴァ書房, 1973年。)
31. World Bank, *World Development Indicators* (2006).
32. World Intellectual Property (WIPO), *Introduction to Intellectual Property Theory and Practice*, Kluwer Law International Ltd., 1997.
33. WTO, *World Trade Report - Exploring the Links between Subsidies, Trade and the WTO-*, (2006).
34. WIPO, 『PCT 出願人の手引き』2006年4月1日 (<http://www.wipo.int/pct/guide/ja/index.pdf>)。
35. WIPO 『P CT 出願人の手引き - 第1巻 - 付属書』(2006年1月10日)。
36. WIPO, *Contracting Parties of Treaties Administered by WIPO*, pp.5-8(2006年11月15日現在), pp.25-26.(2006年10月13日現在)
(WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/paris.pdf>
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/pct.pdf>)
37. WIPO, *The International Patent System in 2005 PCT Yearly Review*.
38. WIPO, *PCT Statistical Indicators Report Annual Statistics 1978-2005*, (2006).
39. 『日本経済新聞』, 1989年4月4日朝刊, 1989年9月23日朝刊, 1989年11月20日朝刊, 1990年6月25日朝刊, 1990年6月25日朝刊, 1991年1月12日朝刊, 1991年3月29日朝刊, 1993年4月7日, 1991年4月29日朝刊, 1991年6月3日朝刊, 1991年6月22日朝刊, 1991年6月23日朝刊, 1991年9月21日朝刊, 1991年9月28日朝刊, 1992年3月28日朝刊, 1992年7月10日朝刊, 1992年7月24日朝刊, 1994年7月25日朝刊, 1992年9月2日夕刊, 1992年9月14日朝刊, 1992年9月23日朝刊, 1992年10月23日夕刊, 1993年4月7日朝刊, 1993年9月28日朝刊, 1993年10月11日朝刊, 1994年3月7日朝刊, 1994年7月25日朝刊, 1994年9月26日夕刊, 1999年7月3日朝刊, 2000年5月10日夕刊, 2000年5月30日夕刊, 2000年6月2日朝刊, 2000年8月30日夕刊, 2003年2月19日朝刊, 2003年5月12日朝刊, 2006年9月26日朝刊。
40. 『日経産業新聞』, 1994年2月19日, 1993年2月27日, 1993年9月18日, 1993年9月20日, 1993年10月23日, 1994年2月19日, 1994年6月7日, 1994年8月17日, 1994年8月30日, 1994年9月30日。
41. シンガポール特許庁ウェブサイト, <http://www.ipos.gov.sg/>
42. 特許庁ウェブサイト, <http://www.jpo.go.jp/>
43. 発明協会ウェブサイト, <http://www.singai.jiii.or.jp/>
44. マレーシア特許庁ウェブサイト, <http://www.mipc.gov.my/>
45. The American Presidency Project ウェブサイト, <http://www.presidency.ucsb.edu/index.php>
46. ARIPO ウェブサイト, <http://www.aripo.wipo.net/>
47. WIPO ウェブサイト, <http://www.wipo.int/portal/index.html.en>